

# 調査報告書

## (開示版)

2021（令和3）年5月24日

株式会社東北新社特別調査委員会

|    |                                |    |
|----|--------------------------------|----|
| I  | 当委員会について                       | 1  |
| 第1 | 当委員会の概要                        | 1  |
| 1  | 当委員会設置の経緯                      | 1  |
| 2  | 当委員会の構成                        | 1  |
| 3  | 当委員会の目的                        | 1  |
| 4  | 開催状況                           | 2  |
| 第2 | 調査の概要                          | 2  |
| 1  | 調査対象範囲                         | 2  |
| 2  | 調査方法                           | 3  |
|    | (1) 入手資料の分析・検討                 | 3  |
|    | (2) ヒアリングの実施                   | 3  |
|    | (3) 社内アンケートの実施                 | 3  |
|    | (4) デジタルフォレンジックの実施             | 4  |
|    | (5) 総務省検証委員会への照会               | 4  |
| 3  | 制限事項                           | 4  |
| 4  | 第三者委員会でないことについて                | 4  |
| II | 当委員会が認定した事実                    | 6  |
| 第1 | 東北新社について                       | 6  |
| 1  | 東北新社の概要                        | 6  |
| 2  | 東北新社グループにおける衛星基幹放送の業務の認定       | 7  |
| 3  | 衛星放送事業における東北新社グループの関わりについて     | 7  |
| 4  | 総務省との関わりについて                   | 8  |
| 第2 | 調査対象会食について                     | 9  |
| 1  | 国家公務員倫理法令について                  | 9  |
|    | (1) 法令の定め                      | 9  |
|    | (2) 東北新社グループの役職員が利害関係者に該当し得ること | 9  |
| 2  | 東北新社における会食に関するルール              | 10 |
|    | (1) 東北新社グループ行動規範               | 10 |
|    | (2) 交際費・打合せ費等の使用報告書            | 10 |
|    | (3) 評価                         | 11 |
| 3  | 本件各会食                          | 11 |
| 4  | 国家公務員倫理規程違反となる可能性の認識について       | 14 |
|    | (1) 伝票類の記載                     | 14 |
|    | (2) スケジュールの記載                  | 14 |
|    | (3) 出席した役職員の認識                 | 15 |
|    | (4) 評価                         | 15 |

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 5   | 本件各会食の経緯・目的について                  | 16 |
| (1) | 木田前執行役員について                      | 16 |
| ア   | 木田前執行役員の経歴                       | 16 |
| イ   | ヒアリング結果等                         | 17 |
| ウ   | 会食前後のメールのやり取り                    | 18 |
| エ   | 小括                               | 18 |
| (2) | 三上前取締役について                       | 19 |
| ア   | 三上前取締役の経歴                        | 19 |
| イ   | ヒアリング結果等                         | 19 |
| ウ   | 会食前後のメールのやり取り                    | 20 |
| エ   | 小括                               | 20 |
| (3) | 菅前統括部長について                       | 21 |
| ア   | 菅前統括部長の経歴                        | 21 |
| イ   | ヒアリング結果等                         | 21 |
| ウ   | 会食前後のメールのやり取り                    | 23 |
| エ   | 小括                               | 23 |
| (4) | 故植村元社長について                       | 24 |
| (5) | 二宮前社長について                        | 25 |
| (6) | 岡本元取締役について                       | 25 |
| (7) | 評価                               | 26 |
| 第3  | 会食における認定等に関する不当な働きかけについて         | 27 |
| 1   | 放送法の定め                           | 28 |
| (1) | 衛星基幹放送の業務の認定                     | 28 |
| (2) | 衛星基幹放送の業務の認定の更新                  | 29 |
| (3) | 放送事項の変更                          | 29 |
| (4) | 認定基幹放送事業者の地位の承継                  | 30 |
| 2   | 東北新社グループにおける衛星基幹放送の業務の認定について     | 31 |
| (1) | 東経110度CS放送（右旋）に係る認定（2012（平成24）年） | 31 |
| ア   | 東経110度CS放送における空周波数の発生            | 31 |
| イ   | 空周波数を対象とする認定の審査基準                | 32 |
| ウ   | 東北新社グループにおける申請                   | 33 |
| エ   | 審査及び認定                           | 33 |
| オ   | 検討                               | 34 |
| (2) | BS4K放送（左旋）に係る認定（2017（平成29）年）     | 35 |
| ア   | 放送サービスの高度化に関する検討会                | 35 |
| イ   | 4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合         | 36 |

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| ウ   | 放送法施行規則等の一部を改正する省令案              | 37 |
| エ   | 東北新社における申請                       | 37 |
|     | (ア) 社内検討                         | 37 |
|     | (イ) 外資規制への抵触について                 | 37 |
| オ   | 審査及び認定                           | 38 |
| カ   | 検討                               | 39 |
| (3) | 東経110度CS放送(右旋)に係る認定(2018(平成30)年) | 40 |
| ア   | フォローアップ会合                        | 40 |
| イ   | 放送法施行規則等の一部を改正する省令案              | 40 |
| ウ   | 東北新社グループにおける申請                   | 41 |
| エ   | 審査及び認定                           | 41 |
| オ   | 検討                               | 42 |
| 3   | 認定基幹放送事業者の地位の承継について              | 43 |
| (1) | 承継に至る経緯                          | 43 |
| ア   | BSザ・シネマ4K(左旋)の認定について             | 43 |
| イ   | 承継の取締役会決議及びプレスリリース               | 43 |
| ウ   | 外資規制抵触の判明                        | 44 |
|     | (ア) 8月4日(金)                      | 44 |
|     | (イ) 8月7日(月)                      | 44 |
|     | (ウ) 8月15日(火)                     | 45 |
|     | (エ) 8月16日(水)                     | 45 |
|     | (オ) 小括                           | 45 |
| エ   | 認定の承継に関する取締役会決議                  | 45 |
| オ   | 認定の承継の申請及び認可                     | 46 |
| (2) | 総務省への報告                          | 46 |
| ア   | 三上前取締役のメール                       | 46 |
| イ   | 8月15日(火)の会議資料                    | 47 |
| ウ   | 8月18日(金)の総務省訪問                   | 47 |
| エ   | T6氏と顧問弁護士のメールのやり取り               | 47 |
| オ   | 小括                               | 48 |
| (3) | 外資規制抵触が判明した後の会食                  | 48 |
| ア   | 8月28日の会食                         | 49 |
| イ   | 9月27日の三上前取締役と木田前執行役員のメールのやり取り    | 49 |
| ウ   | 9月27日の会食                         | 50 |
| (4) | ヒアリング結果                          | 50 |
| (5) | 評価                               | 52 |

|     |                                       |    |
|-----|---------------------------------------|----|
| 4   | スターチャンネル社における放送事項の変更について              | 53 |
| (1) | 放送事項変更の検討及び申請                         | 53 |
| (2) | 審査及び許可                                | 54 |
| (3) | 評価                                    | 54 |
| 5   | 東北新社グループにおける認定の更新について                 | 54 |
| (1) | 認定の更新について                             | 55 |
| (2) | 適合性について                               | 55 |
| ア   | マスメディア集中排除                            | 55 |
| イ   | 周波数使用基準                               | 56 |
| (3) | 評価                                    | 56 |
| 6   | 衛星料金の低減化（未来像に関するワーキンググループ報告書）について     | 56 |
| (1) | 未来像 WG における検討経過                       | 57 |
| ア   | 第 1 回報告書案（2018（平成 30）年 5 月 18 日）までの検討 | 57 |
| イ   | 衛放協会員各社によるスロット返上                      | 58 |
| ウ   | BS 放送等に係る認定及び既存事業者の撤退                 | 58 |
| エ   | 第 2 回報告書案（2020（令和 2）年 12 月 15 日）までの検討 | 59 |
| (2) | 衛放協における衛星料金低減化への取組み                   | 60 |
| (3) | 評価                                    | 61 |
| 第 4 | まとめ                                   | 62 |
| Ⅲ   | 原因の分析と提言                              | 64 |
| 第 1 | 原因の分析                                 | 64 |
| 1   | 国家公務員倫理法令について                         | 64 |
| (1) | 本件各会食の経緯等                             | 64 |
| ア   | 経緯                                    | 64 |
| イ   | 動機                                    | 65 |
| (2) | 分析                                    | 65 |
| ア   | 経営トップの問題意識の欠如                         | 65 |
| イ   | ガバナンス体制の問題                            | 66 |
| (ア) | 担当取締役の意識欠如                            | 66 |
| (イ) | メディア事業部の閉鎖性                           | 67 |
| (ウ) | 監査が不十分であったこと                          | 67 |
| (エ) | 内部通報制度が利用されなかったこと                     | 68 |
| ウ   | 背景・遠因                                 | 68 |
| 2   | 外資規制について                              | 69 |
| (1) | 外資規制抵触の経緯等                            | 69 |
| (2) | 分析                                    | 70 |

|    |                                                 |    |
|----|-------------------------------------------------|----|
| 第2 | 再発防止策 .....                                     | 70 |
| 1  | トップコミットメント.....                                 | 70 |
| 2  | コンプライアンス関係に造詣の深い社外取締役の選任、特別の諮問機関設置..            | 71 |
| 3  | コンプライアンス体制の構築.....                              | 71 |
|    | (1) コンプライアンス担当部署の設置（国家公務員倫理法令関係、放送法関係）<br>..... | 71 |
|    | (2) 他部門による内部統制強化（国家公務員倫理法令関係、放送法関係）....         | 72 |
|    | ア 経理部門による国家公務員倫理法令の遵守に関する内部統制.....              | 72 |
|    | イ 総務部による放送法等の関係法令の遵守に関する内部統制.....               | 72 |
|    | (3) 実効的な内部監査（国家公務員倫理法令関係、放送法関係）.....            | 72 |
|    | (4) 内部通報制度の周知等.....                             | 73 |
|    | (5) 社内規程の整備.....                                | 73 |
|    | ア 国家公務員倫理法令関係.....                              | 73 |
|    | イ 放送法関係.....                                    | 73 |

| 【略称一覧】                                                          |             |
|-----------------------------------------------------------------|-------------|
| 株式会社東北新社                                                        | 東北新社        |
| 株式会社スター・チャンネル                                                   | スターチャンネル社   |
| 株式会社ファミリー劇場                                                     | ファミリー劇場社    |
| 株式会社ザ・シネマ                                                       | ザ・シネマ社      |
| 株式会社囲碁将棋チャンネル                                                   | 囲碁将棋チャンネル社  |
| 株式会社東北新社メディアサービス                                                | 東北新社 MS     |
| 株式会社スーパーネットワーク                                                  | スーパーネットワーク社 |
| 株式会社スカパー・エンターテイメント                                              | SPET 社      |
| 株式会社放送衛星システム                                                    | B-SAT 社     |
| スカパーJSAT 株式会社                                                   | JSAT 社      |
| 一般社団法人衛星放送協会                                                    | 衛放協         |
| 東北新社 元代表取締役会長 故植村伴次郎氏                                           | 故植村会長       |
| 東北新社 元代表取締役社長 故植村徹氏                                             | 故植村元社長      |
| 東北新社 前代表取締役社長 二宮清隆氏                                             | 二宮前社長       |
| 東北新社 代表取締役社長 中島信也氏                                              | 中島社長        |
| 東北新社 前取締役 三上義之氏                                                 | 三上前取締役      |
| 東北新社 前執行役員 木田由紀夫氏                                               | 木田前執行役員     |
| 東北新社 前メディア事業部趣味・エンタメコミュニティ統括部統括部長 菅正剛氏                          | 菅前統括部長      |
| 東北新社 元取締役 岡本光正氏                                                 | 岡本元取締役      |
| 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）                                           | 電波法         |
| 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）                                           | 放送法         |
| 放送法施行令（昭和 25 年政令第 163 号）                                        | 放送法施行令      |
| 放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）                                 | 放送法施行規則     |
| 放送法関係審査基準（平成 23 年 6 月 29 日総務省訓令第 30 号）                          | 放送法関係審査基準   |
| 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由共有基準の特例に関する省令（平成 27 年総務省令第 26 号） | マス排省令       |
| 衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準（令和 2 年総務省令第 9 号）                          | 周波数使用基準省令   |
| 国家公務員倫理法（平成 11 年法律第 129 号）                                      | 国家公務員倫理法    |
| 国家公務員倫理規程（平成 12 年政令第 101 号）                                     | 国家公務員倫理規程   |
| 総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）                                        | 総務省組織令      |

|                      |          |
|----------------------|----------|
| 総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課 | 衛地課      |
| 総務省 情報通信行政検証委員会      | 総務省検証委員会 |

## I 当委員会について

### 第1 当委員会の概要

#### 1 当委員会設置の経緯

東北新社については、「文春オンライン」（2021（令和3）年2月3日）及び「週刊文春」（2021（令和3）年2月4日発売）において、東北新社及びその関係会社の役職員が総務省職員との間で国家公務員倫理規程違反となる会食をしていたとの報道がなされた。同日以降、国会においても、当該報道に係る4件の会食（以下「**本事案**」という。）及びこれと同様に東北新社及びその関係会社の役職員が総務省職員と行った会食について、連日質問がなされることとなった。

このような事態を受け、東北新社は、本事案に関する社内調査を開始し、2021（令和3）年2月12日付で特別調査委員会（以下「**当委員会**」という。）の設置を決定した。

#### 2 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。委員長の井上真一郎は、東北新社及びその関係会社と利害関係を有しない弁護士である。また、委員の伊藤良平は、調査開始当時、東北新社の取締役副社長であり、主としてコーポレート関連を担当していたが、調査期間中に東北新社の代表取締役副社長に就任した。委員の鈴木幸雄は、東北新社の内部監査室長である。

|     |       |                    |
|-----|-------|--------------------|
| 委員長 | 井上真一郎 | （弁護士 弁護士法人三宅法律事務所） |
| 委員  | 伊藤良平  | （東北新社 代表取締役副社長）    |
| 委員  | 鈴木幸雄  | （東北新社 内部監査室長）      |

調査補助者として、弁護士有竹雄亮及び弁護士白水真祐のほか弁護士4名が調査に携わっている。当委員会の事務局として、東北新社から必要な人員の提供を受けた。

#### 3 当委員会の目的

当委員会の目的は、以下のとおりである。

（1）本事案に関する事実関係の解明

- (2) 本事案に関する原因の分析および再発防止策の提言
- (3) その他、当委員会が必要と認めた事項

## 4 開催状況

当委員会は、2021（令和3）年2月12日から同年5月21日までの間、合計15回開催され、調査方法や調査結果に基づく事実認定、本調査報告書作成に関する協議等を行った。

## 第2 調査の概要

### 1 調査対象範囲

本調査は、東北新社及びその関係会社の役職員の総務省職員との間の国家公務員倫理規程違反となる会食に関する報道を契機として開始した。そこで、当委員会は、調査開始時点において総務省職員が国家公務員倫理規程違反として処分を受ける可能性のある東北新社及びその関係会社の役職員による総務省職員との間の会食（以下「調査対象会食」という。）を対象として調査を行った。

当委員会は、東北新社及びその関係会社において、放送法に基づく衛星基幹放送の業務の認定を受けて行う事業が、東北新社のメディアセグメント（メディア事業部）を中心として行われていること（後述Ⅱ第1の1 東北新社の概要）に着目し、東北新社役員及びメディア事業部職員について調査を開始した。本調査を通じて、東北新社のメディア事業部以外の部署が衛星基幹放送の業務の認定の申請に関与していることは確認されなかった。

まず、当委員会は、東北新社における伝票類から、総務省職員との間の会食費用を東北新社が負担したケースを調査するとともに、関係者のヒアリング、報道された東北新社の役職員に係るメール調査、東北新社役員及びメディア事業部職員に対するアンケート調査を実施した。なお、この調査の過程で、総務省が実施する調査において東北新社の役職員に対するヒアリングが実施されたことから、当委員会も当該ヒアリングに同席した。

この調査によって、報道された4件の会食のほか、複数の会食の事実を確認したことから、当委員会は、2021（令和3）年2月26日、東北新社に中間報告を行った<sup>1</sup>。

当委員会は、引き続き調査を継続するとともに、デジタルフォレンジック調査を実施し、調査対象会食の調査を行った。その結果、中間報告において報告した会食に加

---

<sup>1</sup> 当委員会が中間報告を行った会食件数は、総務省が2021（令和3）年2月22日に公表した国家公務員倫理規程に違反する疑いがある会食と会食時の利害関係がないとした会食の合計件数と一致している。

え、さらに複数の会食の事実を確認した。

調査の過程において、東北新社の BS 4K 放送（左旋）の認定（番組名：ザ・シネマ 4K BS 第 125 号 以下「BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定」という。）について、当該認定の申請時及び認定時において、外国性排除の要件（放送法 93 条 1 項 7 号。以下、改正による号数の変更前後を問わず「外資規制」という。）に抵触していたとされ、当該認定を承継した東北新社 MS は、2021（令和 3）年 5 月 1 日付で当該認定を取り消された。当委員会は、この経緯を踏まえ、BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定及び当該認定の承継の手續に関し、東北新社から総務省職員に対する不当な働きかけが行われたかについても調査を行い、あわせて外資規制に抵触するに至った経緯についても調査を行った。なお、この調査の過程で、総務省検証委員会が実施する東北新社及びその関係会社の役職員に対するヒアリングに同席した。

## 2 調査方法

当委員会の調査方法は、以下のとおりである。

### （１）入手資料の分析・検討

当委員会は、東北新社から、伝票類（データ保管されている 2010 年以降のもの）、関係者のメール、スケジュールデータ、放送法に基づく申請手續に関する書類及び稟議書類等を入手し、分析・検討を行った。また、総務省が公表した資料の分析・検討のほか、国会における答弁内容を確認した。

### （２）ヒアリングの実施

当委員会は、東北新社及びその関係会社の役職員 21 名に対しヒアリングを実施し、必要に応じて複数回ヒアリングを行った。また、総務省が実施する東北新社及びその関係会社の役職員に対するヒアリングに同席したほか、総務省検証委員会が実施する東北新社及びその関係会社の役職員に対するヒアリングに同席した。

### （３）社内アンケートの実施

当委員会は、放送法に基づく申請手續に関連する東北新社メディア事業部に所属する職員 184 名及び東北新社関係会社の 2016（平成 28）年以降の取締役経験者 9 名に対し、東北新社及びその関係会社の役職員と総務省職員との会食に関する事実認識の有無及びその内容等を尋ねる記名方式での社内アンケートを実施した。その結

果、計 29 名から回答を得て、その内容を分析・検討し、必要に応じてヒアリングを実施した。

#### **(4) デジタルフォレンジックの実施**

当委員会は、調査対象会食の有無及びその経緯・目的を調査するため、本事案に関与したと報じられた東北新社の役職員 4 名のほか、東北新社のメディア事業部に関わる役職員のうち総務省職員とのやり取りを行った可能性のある役職者を含め、合計 14 名のメールについて、Gmail サーバーに保存されていた電子データ（2016 年以降のもの）を保全した。また、必要に応じて各人の PC のハードディスクに保存されていた電子データ（2012 年以降のもの）を保全した。当該電子データの保全及びデータ抽出については、株式会社 FRONTEO に委託し、削除データを復元したものを含む総数 336 万 8429 件から、重複削除や関連キーワードによる絞込みを実施してレビュー対象とするデータ 20 万 2880 件を抽出した上、同社の AI 解析（Kibit）を活用して当委員会が必要と認めたメールについて調査を行った。

#### **(5) 総務省検証委員会への照会**

当委員会は、総務省職員における記憶等を確認するため、必要と認める範囲で総務省検証委員会に対して事実関係の照会を行ったが、回答は得られなかった。

### **3 制限事項**

当委員会は、調査の目的を果たすために合理的な調査を行ったが、既に関係者が他界していたり、データの保存年限が経過している等の制限が存在した。

また、総務省職員に対する確認ができていないという制限が存在する。

### **4 第三者委員会でないことについて**

当委員会は、本事案の報道等を受けて東北新社に設置された特別調査委員会であり、その委員長は東北新社及びその関係会社と利害関係を有しない弁護士であるものの、東北新社から独立した委員のみをもって構成された第三者委員会ではない。

本調査の過程では、東北新社及びその関係会社の役職員が総務省職員と行った会食について国会において連日質問がなされ、東北新社が BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定の申請時及び認定時において外資規制に抵触していたことが明らかとなり、この点も含めて中島社長が参考人として国会において答弁を行ったほか、当該認定を承継し

た東北新社 MS が当該認定を取り消される事態に至る等、東北新社に強い疑惑の目が向けられる事態となった。

本調査はこのような状況下で実施されたものであるが、当委員会は、東北新社及びその関係会社の役職員はもとより、外部から本調査の妨害行為を受けたことはなく、総務省や総務省検証委員会との間のコミュニケーションも適切に実施された。本調査は、東北新社の全面的な協力を得て実施されており、本調査報告書の起案権の当委員会への専属も守られた<sup>2</sup>。これは、東北新社が、顧問弁護士を中心に、監査法人、危機管理コンサルティング会社等から必要に応じて助言を得つつ、本調査に全面的に協力したことによるものと考えており、敬意を表したい。

当委員会は、本調査が、東北新社のステークホルダーのために中立・公正で客観的に実施され、その結果が本調査報告書に記載されていると考える。その意味で、本調査は、日本弁護士連合会「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010 年 12 月 17 日改訂）の趣旨に沿ったものであると考える。

---

<sup>2</sup> なお、本調査報告書の開示前に本調査の内容の一部に関する報道がなされたことは遺憾であるが、これにより本調査の結果に影響が生じたことはない。

## Ⅱ 当委員会が認定した事実

### 第 1 東北新社について

#### 1 東北新社の概要

東北新社は、1961（昭和 36）年に故植村会長が創業した株式会社である。東北新社は、当初はテレビ映画の日本語版制作から開始し、配給事業、CM 制作事業、物販事業等、徐々にその事業を拡大していき、2002（平成 14）年 10 月、JASDAQ スタンダード市場に上場した。現在の東北新社の事業は、以下のとおり、5 つのセグメントで構成されている（東北新社の有価証券報告書（第 58 期）より）。

| セグメント        | 連結会計年度の<br>売上高 | 連結会社の<br>従業員数 |
|--------------|----------------|---------------|
| 広告プロダクション    | 269 億 9500 万円  | 532 人         |
| コンテンツプロダクション | 126 億 6800 万円  | 598 人         |
| メディア         | 148 億 4600 万円  | 192 人         |
| プロパティ        | 61 億 7900 万円   | 52 人          |
| 物販           | 64 億 7400 万円   | 144 人         |

【表 1】東北新社の各セグメントの状況

メディアセグメントは、1986（昭和 61）年 3 月にスターチャンネル社を設立して衛星放送に関連する事業（以下「衛星放送事業」という。）を開始して以降、等々力ビルを建設して番組送出業務を開始する等、その業容を拡大してきた。1995（平成 7）年には、現在のメディア事業部の前身となる衛星メディア事業本部を新設した（以下、時期及び当時の呼称を問わず「メディア事業部」という。）。故植村会長は、東北新社の衛星放送事業だけでなく、衛放協の会長を長年務める等、衛星放送の業界全体の発展のために尽力した。故植村元社長は、故植村会長の長男である。二宮前社長は、故植村会長の長女の夫であり、故植村元社長の義弟である。

現在の東北新社の衛星放送事業は、東北新社のメディア事業部を中心として、その子会社及び関係会社であるスターチャンネル社、ファミリー劇場社、ザ・シネマ社、囲碁将棋チャンネル社、東北新社 MS 及びスーパーネットワーク社（以下、東北新社並びにこれらの子会社及び関係会社を含めて「東北新社グループ」という。）において行われている。

東北新社の主要株主のうち、故植村会長の親族の議決権所有割合は 50%を超える（東北新社の有価証券報告書（第 58 期）より）。

## 2 東北新社グループにおける衛星基幹放送の業務の認定

東北新社グループにおいて、放送法に基づき衛星基幹放送の業務の認定を受けている、または受けたことのある会社は、次のとおりである。

| 会社名         | 東北新社の<br>議決権所有割合 | 認定等に係る<br>放送番組名                                                                 | BS/CS<br>の別                |
|-------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 囲碁将棋チャンネル社  | 88.6%            | 囲碁・将棋チャンネル                                                                      | CS                         |
| スーパーネットワーク社 | 50%              | <u>Super ! dramaTV HD</u>                                                       | CS                         |
| ファミリー劇場社    | 51.3%            | <u>ファミリー劇場 HD</u>                                                               | CS                         |
| スターチャンネル社   | 85%              | スターチャンネル 1<br>スターチャンネル 2<br>スターチャンネル 3                                          | BS<br>BS<br>BS             |
| 東北新社        | -                | <u>ザ・シネマ 4K</u>                                                                 | BS                         |
| 東北新社 MS     | 100%             | <u>ザ・シネマ 4K</u><br><u>ザ・シネマ</u><br>ザ・シネマ HD<br>Super ! dramaTV HD<br>ファミリー劇場 HD | BS<br>CS<br>CS<br>CS<br>CS |

※ 議決権所有割合は、東北新社の有価証券報告書（第 58 期）による（間接所有割合を含む。）。

※ 下線は、過去に有していた認定である。

### 【表 2】東北新社グループにおける認定一覧

## 3 衛星放送事業における東北新社グループの関わりについて

東北新社グループにおいては、現在、【表 2】東北新社グループにおける認定一覧記載のとおり、東北新社ではなくその子会社または関係会社が衛星基幹放送の事業の認定を取得して認定基幹放送事業者として業務を行っている。なお、東北新社は、BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定を受けていたが、後に東北新社 MS へ承継している。

東北新社のメディア事業部は、これらの認定基幹放送事業者との委託契約等に基づき、番組の運営、供給、編成等を行うことを主な役割とする。

東北新社は、東北新社グループにおける衛星放送事業の方針を決めるほか、東北新社グループ各社が認定、更新、放送事項の変更または承継（以下あわせて「認定等」という。）の申請手続を必要とする場合、メディア事業部において申請書類の作成等の事務を担い、事務手続全体の管理を行っている。また、東北新社グループ（東北新社を除く。）の役員は、その大多数が東北新社の役職員により兼務されている。なお、東北新社グル

ープのうち囲碁将棋チャンネル社は、元々他社から東北新社が株式を取得した会社であり、プロパー職員が多く存在するが、東北新社のメディア事業部と連携しながら、事業を行っていることに変わりはない。

このように、東北新社グループにおける衛星放送事業は、東北新社のメディア事業部を中心に、東北新社グループ一体となって営まれている。

#### 4 総務省との関わりについて

総務大臣は、放送法に基づき、衛星基幹放送の業務の認定、認定の更新等を行う。当該事務については、総務省の情報流通行政局が所掌し<sup>3</sup>、同局の衛地課がその事務をつかさどっている<sup>4</sup>。

東北新社グループは、認定等の申請手続を必要とした際には、東北新社のメディア事業部において、総務省の衛地課を窓口として手続を行っている。メディア事業部は、衛星放送事業に関し、総務省において開催される研究会やイベント等への出席・傍聴、関連する法令等の制定・改正等に関する情報収集等も行っている。

---

<sup>3</sup> 総務省組織令 11 条 1 項

<sup>4</sup> 総務省組織令 85 条

## 第2 調査対象会食について

当委員会は、本調査の結果、調査対象会食として【表3】本件各会食一覧記載の合計54件の会食（以下「**本件各会食**」という。）を確認した。

当委員会は、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程（以下あわせて「**国家公務員倫理法令**」という。）、東北新社における会食のルールを調査した上で、本件各会食がどのような経緯・目的で行われたかについて調査を行った。

### 1 国家公務員倫理法令について

#### （1）法令の定め

国家公務員倫理法は、国家公務員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保することを目的とする（国家公務員倫理法1条）。同法は、職員が遵守すべき職務に係る倫理原則を定め（同法3条）、これを踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する政令を定めるものとする（同法5条）。

国家公務員倫理法の委任を受け、国家公務員倫理規程は、職員の倫理行動基準を定めるとともに、利害関係者の範囲や禁止行為を定める（国家公務員倫理規程2条、3条）。

行政施策の企画・立案に当たっては、様々な行政施策の対象となる民間事業者、国民等からの的確なニーズ・実情把握、意見交換や施策説明の機会など、職員は日常的な活動において様々な関係者と円滑な連携・意思疎通をし、信頼関係を築く必要があるところ、国家公務員倫理法令は、そうした個々の職員の行動基準を支え、国民からの信頼を確保し、個々の職員を不適切な行動から守る仕組みであるとされる<sup>5</sup>。

#### （2）東北新社グループの役職員が利害関係者に該当し得ること

東北新社グループにおける衛星放送事業は、東北新社グループ一体となって営まれている。東北新社のメディア事業部の担当役職員は、東北新社グループの役員を兼務することも多い。このような実態を踏まえると、東北新社自体が認定基幹放送事業者でないとしても、国家公務員倫理規程の解釈上、東北新社の役職員が利害関

---

<sup>5</sup> 令和2年3月国家公務員倫理審査会事務局「国家公務員倫理規程 論点整理・事例集（令和2年新装版）はじめに」参照。

係者（同規程 2 条）に該当する場合がありますが十分には想定される。

もちろん、東北新社の役職員は、衛星放送事業を円滑に遂行・発展させる観点から、総務省に対し、ニーズや実情を的確に伝えるため意見交換や実情説明の機会を持つ等、日常的な活動において様々な関係者と円滑な連携・意思疎通をし、信頼関係を築くことが必要であると考えられる。

他方で、国家公務員倫理規程の解釈上、利害関係者に該当する可能性があることから、東北新社は、このリスクを十分に認識し、コンプライアンスの観点から、適切なルールを設定して対応する必要があるものといえる。

## 2 東北新社における会食に関するルール

### （1）東北新社グループ行動規範

東北新社は、東北新社グループの役職員が遵守すべき「東北新社グループ行動規範」を定めているところ、その第 8 項に以下の定めがある。

#### 8. 贈り物等の授受の制限

贈り物の授受や接待・被接待については、頻度・金額とも合理的かつ法令はもとより社会通念上妥当と認められる範囲で行います。

この「東北新社グループ行動規範」は、広く贈り物等の授受の制限を定めるもので、相手方が公務員かどうかを問うものではなく、また「贈り物」、「接待」等の定義は定めていない。

### （2）交際費・打合せ費等の使用報告書

東北新社においては、役職員の交際費または打合せ費について、事前または事後に「使用報告書」を作成し、決裁・承認権者の決裁・承認を得るほか、実際の支払いに際して、「支払申請書」を作成し、経理責任者の承認を得ることとなっている。

この「使用報告書」には、「参加者名」を記載する欄があり、相手方及び東北新社側の出席者を記載することとなっている。また、「支払申請書」の備考欄には、「使用報告書」に記載された出席者名を記載し、領収書等を添付することが実務上の取扱いとなっている。

この「使用報告書」及び「支払申請書」は、経理上、支払いの根拠となる会食等の記録を残すことを目的とするもので、出席者に公務員が含まれているかの確認や、金額の上限を設定したモニタリング等を行われていない。

なお、故植村元社長は、交際費・打合せ費等の支出の多い役員について、個別に月次で金額の報告を求めることがあったが、公務員との会食の有無を確認・予防する目的ではなく、当該役員の担当業務と関連のある会食かどうか等を確認する趣旨のものであった。

### (3) 評価

以上のほか、東北新社では、公務員との関係を定める規程等は存在せず、国家公務員倫理法令に関する研修等も行われたことがなかった。

東北新社は、国家公務員倫理規程の解釈上、利害関係者に該当する可能性があるというリスクを十分に認識せず、適切なルールを設定して対応していなかったものである。

## 3 本件各会食

当委員会は、調査対象会食として、以下の合計 54 件の本件各会食を確認した<sup>6</sup>。

|    | 日付                | 総務省側  | 東北新社側  |    |    |    |   |    |     | 他社  |
|----|-------------------|-------|--------|----|----|----|---|----|-----|-----|
|    |                   |       | 故植村元社長 | 二宮 | 三上 | 木田 | 菅 | 岡本 | その他 |     |
| 1  | 2015 (H27) /11/6  | S 1 氏 |        |    |    | ○  | ○ |    |     |     |
| 2  | 2015 (H27) /11/13 | S 2 氏 |        |    |    | ○  |   |    |     |     |
| 3  | 2016 (H28) /3/17  | S 3 氏 |        |    |    | ○  |   |    |     |     |
| 4  | 2016 (H28) /3/25  | S 1 氏 |        |    |    | ○  | ○ | ○  |     |     |
| 5  | 2016 (H28) /7/20  | S 1 氏 |        |    |    | ○  | ○ |    |     |     |
| 6  | 2016 (H28) /8/8   | S 2 氏 |        |    |    | ○  | ○ |    |     |     |
| 7  | 2016 (H28) /11/28 | S 1 氏 |        |    |    | ○  | ○ |    |     |     |
| 8  | 2016 (H28) /12/14 | S 2 氏 |        |    |    | ○  |   |    |     |     |
| 9  | 2016 (H28) /12/20 | S 4 氏 |        |    |    | ○  | ○ |    |     |     |
| 10 | 2017 (H29) /1/31  | S 5 氏 |        |    |    | ○  |   | ○  |     |     |
| 11 | 2017 (H29) /3/8   | S 5 氏 |        |    |    | ○  |   |    |     |     |
| 12 | 2017 (H29) /5/26  | S 1 氏 |        |    |    | ○  |   |    |     | 1 名 |
| 13 | 2017 (H29) /6/14  | S 4 氏 |        |    | ○  |    | ○ |    |     |     |

<sup>6</sup> 本件各会食は、いずれも使用報告書で東北新社が費用を支払っていることが確認できた。会食の出席者については、使用報告書の記載のほか、関係者のヒアリング、関係者のメール等によって確認した。なお、会食の有無、日付、出席者、会費負担の有無等について、会食の相手方である総務省職員に対する確認はできていない。

|    |                   |                |   |   |   |   |   |   |     |     |
|----|-------------------|----------------|---|---|---|---|---|---|-----|-----|
| 14 | 2017 (H29) /6/22  | S 5 氏          |   |   | ○ | ○ |   | ○ |     |     |
| 15 | 2017 (H29) /7/24  | S 6 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 16 | 2017 (H29) /8/28  | S 4 氏          |   |   |   | ○ |   | ○ |     |     |
| 17 | 2017 (H29) /9/27  | S 3 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 18 | 2017 (H29) /10/18 | S 2 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 19 | 2018 (H30) /2/19  | S 3 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 20 | 2018 (H30) /2/26  | S 6 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 21 | 2018 (H30) /3/7   | S 4 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 22 | 2018 (H30) /4/9   | 姓のみ            |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 23 | 2018 (H30) /5/22  | S 6 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 24 | 2018 (H30) /6/18  | S 3 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 25 | 2018 (H30) /7/20  | S 4 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 26 | 2018 (H30) /9/13  | S 4 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 27 | 2018 (H30) /9/19  | S 7 氏          |   |   | ○ |   |   | ○ |     | 3 名 |
| 28 | 2018 (H30) /10/9  | S 8 氏          | ○ | ○ |   | ○ | ○ |   |     | 1 名 |
| 29 | 2018 (H30) /11/29 | S 1 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 30 | 2018 (H30) /12/12 | S 3 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 31 | 2019 (H31) /1/23  | S 5 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 32 | 2019 (H31) /2/6   | S 4 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 33 | 2019 (H31) /2/14  | S 1 氏<br>S 9 氏 |   |   |   | ○ | ○ |   |     |     |
| 34 | 2019 (R1) /6/6    | S 8 氏          |   |   | ○ | ○ | ○ |   |     |     |
| 35 | 2019 (R1) /8/1    | S 6 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 36 | 2019 (R1) /8/22   | S10 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     | 1 名 |
| 37 | 2019 (R1) /8/27   | S 4 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 38 | 2019 (R1) /8/30   | S 4 氏<br>S11 氏 |   |   | ○ |   | ○ |   |     |     |
| 39 | 2019 (R1) /9/3    | S11 氏<br>S12 氏 |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 40 | 2019 (R1) /10/23  | S 8 氏          |   | ○ | ○ | ○ | ○ |   |     |     |
| 41 | 2019 (R1) /11/6   | S13 氏          |   | ○ | ○ | ○ | ○ |   |     |     |
| 42 | 2019 (R1) /11/27  | S 9 氏          |   |   |   | ○ | ○ |   |     |     |
| 43 | 2019 (R1) /11/28  | S 6 氏          |   |   |   | ○ |   |   |     |     |
| 44 | 2019 (R1) /11/29  | S11 氏<br>S12 氏 |   |   | ○ |   |   |   | 1 名 |     |

|    |                  |                |  |   |   |   |   |  |  |     |
|----|------------------|----------------|--|---|---|---|---|--|--|-----|
| 45 | 2019 (R1) /12/17 | S 3 氏          |  |   |   | ○ | ○ |  |  |     |
| 46 | 2019 (R1) /12/19 | S 4 氏<br>S11 氏 |  |   |   | ○ | ○ |  |  |     |
| 47 | 2020 (R2) /1/24  | S 2 氏          |  |   |   | ○ | ○ |  |  |     |
| 48 | 2020 (R2) /7/30  | S 1 氏          |  |   |   | ○ | ○ |  |  | 1 名 |
| 49 | 2020 (R2) /8/5   | S11 氏          |  |   | ○ |   |   |  |  |     |
| 50 | 2020 (R2) /8/12  | S 4 氏          |  |   |   | ○ |   |  |  |     |
| 51 | 2020 (R2) /10/7  | S 8 氏          |  | ○ | ○ | ○ | ○ |  |  |     |
| 52 | 2020 (R2) /12/8  | S 2 氏          |  |   |   | ○ | ○ |  |  |     |
| 53 | 2020 (R2) /12/10 | S 1 氏          |  |   |   | ○ | ○ |  |  |     |
| 54 | 2020 (R2) /12/14 | S 9 氏          |  |   |   | ○ | ○ |  |  |     |

【表 3】本件各会食一覧

このうち、4 件の会食時（項番 51 から 54）に手土産の交付が、4 件の会食時（項番 48、51 から 53）にタクシーチケットの交付が、それぞれ認められた。その他については、伝票類や記録により交付を確認することができなかった。なお、ヒアリング結果によれば、手土産については毎回準備していたものではないとのことであった。タクシーチケットについても、毎回準備していたものではなく、準備しても交付せず別機会に利用することも多々あったとのことであった。会食や面談等に際し、東北新社の物販セグメントが取扱う販促品の日本酒等を持参したケースもあったということであったが、伝票類により確認できた例は存在しなかった。その他、会食時の話題が高じ、東北新社が取引先に交付すること等を目的として確保しているプロ野球チケットが交付されたケースが認められたが（項番 16）、東北新社の取扱う映画・イベント等のチケットが交付された例は確認されなかった。

本件各会食に出席した東北新社役職員及びその回数は次の表のとおりである。

| 氏名      | 回数   | うち 1 人で出席 |
|---------|------|-----------|
| 木田前執行役員 | 49 件 | 26 件      |
| 三上前取締役  | 10 件 | 1 件       |
| 菅前統括部長  | 22 件 | 0 件       |
| 岡本元取締役  | 5 件  | 0 件       |
| 二宮前社長   | 4 件  | 0 件       |
| 故植村元社長  | 1 件  | 0 件       |
| その他     | 1 件  | 0 件       |

【表 4】本件各会食出席回数一覧

#### 4 国家公務員倫理規程違反となる可能性の認識について

当委員会は、本件各会食に出席した東北新社の役職員が、国家公務員倫理規程違反となる可能性について認識していたかについて調査を行った。

##### (1) 伝票類の記載

本件各会食については、いずれも東北新社において「使用報告書」及び「支払申請書」が作成され、経理責任者の承認を得て支出がなされたことが確認された。

このうち、「使用報告書」の「使用目的並にその結果」を記入する欄には、開始時間とともに「情報交換」、「懇親及び情報交換」等と記載され、「参加者名」欄には、原則として「S社」、「S」という表記の後に出席した総務省職員の姓が「様」を付けて記載された（「S社」、「S」という表記の記載がなく、〇〇様とのみ記載される例、「総務省」と表記された例もあった。）。東北新社役職員名は、その後に記載された（「TFC」という表記がなされる例もあった。）。伝票を実際に記載した担当事務職員のヒアリング結果によると、「総務省」と記載せずに「S社」等と記載した理由は、特に総務省であることを隠すように指示を受けたわけではなく、統一ルール等も存在しないが、そのような記載をしていたとのことであった。なお、他の私企業名の場合も統一ルール等は存在せず、記載の便宜から、慣行上イニシャル表記することが多かった。

「支払申請書」の備考欄には、「懇親会食」または「会食」等と記載され（「使用報告書」の記載と必ずしも一致するわけでない。）、「@」の後に店名が記載された上、「使用報告書」と同様に出席者の記載と使用報告書番号が記載された。

##### (2) スケジュールの記載

東北新社においては、役職員のスケジュール管理に Google カレンダーが使用され、それぞれが自らまたは担当事務職員を通じて予定を入力していた。かかる Google カレンダーへの予定の入力やその共有に関して、東北新社内で規程や実務上の運用ルール等は存在せず、役職員それぞれ時々の判断で「予定」、「ゲスト」、「場所」等を入力しており、当該予定を共有する場合もあれば、共有しない場合もあった。

本件各会食に係る Google カレンダーの予定のうち、当委員会が確認できたものについては、「総務省」、「S」、「S社」、「S省」との後に出席する総務省職員の姓が「様」を付けて記載され、その後に東北新社側の自分以外の出席者名が記載される例が多く見られた。

ヒアリング結果によれば、メディア事業部に所属していた木田前執行役員、三上前取締役、岡本元取締役及び菅前統括部長は、いずれも自らまたは担当事務職員を通じて Google カレンダーに予定を入力しており、これらの予定は東北新社内の役職員に共有されていた。このため、東北新社内の役職員は、木田前執行役員、三上前取締役、岡本元取締役及び菅前統括部長の予定を Google カレンダーを開けば閲覧可能であった。実際に、総務省職員との会食の予定を目にして、総務省職員との会食が行われている事実を認識していたメディア事業部の職員も複数存在する。

### **(3) 出席した役職員の認識**

メディア事業部に所属していた木田前執行役員、三上前取締役、岡本元取締役及び菅前統括部長のヒアリング結果によれば、当該役職員はいずれも、東北新社が費用を負担して総務省職員との会食を実施することについては、コンプライアンス上は望ましくない行為であるという認識は多かれ少なかれあったものの、これまで特に強い問題意識を持つことなく継続して行っており、他社が同席することもあったが特に問題を指摘されたこともなく、総務省が認定等の申請の公募を行っている期間や審査の期間等は第三者から懸念を持たれないよう会食の設定を控えており、現に総務省職員を誘っても謝絶される場合もあったが、誘いに応じていただいた場合については特に問題ないものと理解していた、とのことであった。

もっとも、これらの役職員間において会食の店を選定する際のメールの一部では、国家公務員倫理規程を具体的に指摘して、あまり高価な店を選ぶことは避けたほうがよい等とのやり取りや、申請期間は控えたほうがよい、大した話をしなければよい等というやり取りがなされたことが認められた。

なお、項番 44 に出席した東北新社職員は、東北新社入社前の前職において受講したコンプライアンス研修において国家公務員倫理法令についての知識を得ており、実際に自身が総務省職員と会食に出席した際には、何か具体的なお願いをすることのないよう注意をしていたと述べる。

他方、二宮前社長は、ヒアリングにおいて、木田前執行役員または三上前取締役が設定した会食に出席しただけであり、国家公務員倫理法令が問題となり得るという意識を持っていなかった旨を述べている。なお、故植村元社長が国家公務員倫理法令についてどのような理解・認識を有していたかについては確認できなかった。

### **(4) 評価**

以上を踏まえると、本件各会食に出席した二宮前社長を除く東北新社の役職員は、本件各会食が国家公務員倫理規程違反となる可能性があることは、多かれ少なかれ認識していたものと考えられる。

他方、東北新社において、伝票類の記載やスケジュール管理上、総務省職員と会食を行うことを特段秘匿していた事実は確認できなかった（もっとも、伝票類やスケジュールの記載上、「総務省」と表記せず、「S省」ではなく「S社」との表記が用いられていたことは、後ろめたさを感じる役職員が多かったことを示す事情であるともいえる。）。

このように、東北新社の役職員は、本件各会食が総務省職員にとって国家公務員倫理規程違反となる可能性があるとの認識を多かれ少なかれ有し、後ろめたさを感じつつも、実際に処分等がなされる可能性は極めて低い等としてそのリスクを正確に理解せず、漫然と過小評価していたものと考えられる。

## **5 本件各会食の経緯・目的について**

当委員会は、本件各会食が、どのような経緯・目的で行われたものかについて、メール、伝票類、スケジュール等の記載を確認し、関係者ヒアリングを行った。

### **（１）木田前執行役員について**

木田前執行役員は、本件各会食 54 件中 49 件と 9 割以上に出席しており、うち東北新社側から 1 人で出席した回数も 26 件と約半数に上る。

#### **ア 木田前執行役員の経歴**

木田前執行役員は、1999（平成 11）年 2 月、東北新社に入社した後、同年 4 月からスターチャンネル社に出向し、2008（平成 20）年 7 月には同社取締役社長兼 COO に、2011（平成 23）年 9 月には同社代表取締役社長に就任した。

木田前執行役員は、2009（平成 21）年 6 月から東北新社執行役員（翌年 6 月に上席執行役員に昇格）を兼務し、2015（平成 27）年 9 月にスターチャンネル社代表取締役を退任した後、東北新社上席執行役員としてメディア事業部副本部長に着任し、2016 年（平成 28 年）4 月以降、主として渉外分野及びテクニカルセンター（東京都世田谷区）のマネジメント業務を担当した。

木田前執行役員は、2016（平成 28）年 6 月から 2018（平成 30）年 3 月までの間、衛放協に理事として勤務し、また、2017（平成 29）年 9 月に設立された東北新社 MS の代表取締役に就任した。

木田前執行役員は、2018（平成 30）年 6 月以降、東北新社執行役員としてメディア事業部に所属していたが、2021（令和 3）年 2 月 26 日、執行役員を解任された。

木田前執行役員は、入社以降、基本的には衛星放送事業に関わってきたといえる。

## イ ヒアリング結果等

木田前執行役員は、スターチャンネル社の業務において、総務省の衛地課の職員へ問合せ等をする機会や、総務省庁舎への年末年始、人事異動後の挨拶等の訪問の機会を通じて総務省職員とのつながりを得た。スターチャンネル社の業務においては、同業他社の役職員との接点も多く、業界イベント等において、同業他社役職員と共に総務省職員と接点を持つことも少なくなかった。

木田前執行役員は、同氏が総務省職員と懇親する機会を持ち、情報交換等を行うことについて故植村元社長が肯定的であり、総務省職員との人間関係を継続・深化させて衛星放送事業の発展に資することが故植村元社長の意向に沿うとの認識のもと、スターチャンネル社代表取締役退任ごろから、従来からつながりのあった総務省職員との接点（昼間における総務省庁舎訪問、業界団体のイベント等への出席を含む。）を増やすよう意識し、夜の会食へも誘うようになった。

木田前執行役員は、総務省職員との会食について、年末年始や暑気払い等の節目における顔つなぎであるとするが、その趣旨は、東北新社グループの衛星放送事業に関して、日々の業務で生じた相談等を気軽に言いやすくする関係構築だけでなく、衛星放送業界に関する総務省の考え方を的確に把握してそれに沿った事業展開を可能とすることや、事業者としてのニーズを総務省に伝達するルート作り、といった情報収集に意義があると考えていた。このため、木田前執行役員は、衛星放送事業を所掌する総務省の情報流通行政局、とりわけ衛地課の職員を中心に、課長の人事異動があれば総務省庁舎を訪問して挨拶し、機会をみて会食に誘っていた。木田前執行役員によると、総務省職員は数年で異動することもあつてか、木田前執行役員が衛星放送事業に関する長年の経験を踏まえた逸話等を話すと興味深く聞いてもらえるということであつた。木田前執行役員としては、そのような関係性を継続することで、総務省職員に、東北新社グループが衛星放送の業界において主導的な役割を担っていることを理解してもらうという意図もあつたということである。

木田前執行役員は、総務省職員との間で昼間・夜間を問わず接点を増やしていく中で、総務省職員から人事情報等を得て、東北新社にいち早く伝える役割も期待されるようになった。その結果、メディア事業部において、木田前執行役員が総務省担当との認識が幅広く共有されるようになった。

木田前執行役員は、2016（平成 28）年 4 月以降、東北新社メディア事業部内で渉外分野のマネジメント業務を担当していたところ、その業務内容を定めた規程等は存在しないものの、総務省職員を含む業界との懇親を図り、広く情報収集を行う役割が期待される役職であるとの認識はメディア事業部内においておおむね共有されており、木田前執行役員も同様の認識を有していた。

## ウ 会食前後のメールのやり取り

木田前執行役員が出席した会食のうち、その前後のメールのやり取りが確認できるものについて調査を行ったところ、木田前執行役員は、会食に誘う総務省職員に直接メールを送信し、「忘年会いかがですか」、「新年会（？）いかがでしょうか」、「来週夜でもいかがですか」、「そろそろ夜でもいかがでしょうか」等として、当該職員の予定を照会し、日程調整していた。このほか、秘書にメールする例も見られ、その場合は、東北新社の新社長を紹介したい等といった趣旨が記載されていた。

確認できたメールのやり取りでは、木田前執行役員は、基本的には会食に誘う総務省職員に直接メールを送信して日程調整をしており、そのメール本文も、畏まった内容というよりは、冗談を交える等かなり打ち解けた関係であることをうかがわせるものが多い。また、総務省職員と 2 人での会食途中で故植村元社長から呼び出されたため当該会食を解散して故植村元社長の呼び出しを優先したり（項番 32）、一旦決まった会食当日午後 5 時を過ぎてから自身の体調がすぐれないとしてキャンセルのメールを送信する等のやり取りも確認できた。

このようなやり取りから、木田前執行役員は、個別具体的な相談事項や依頼を行うためというよりは、基本的には懇親を図るために会食を設定しており、回数が重ねられるにつれて相応に打ち解けた関係が構築されていたことが認められた。

このような会食に誘うメールや前後のメールのやり取りにおいて、木田前執行役員が当該総務省職員に対し、個別具体的な相談や依頼を行った例は確認できなかった。

## エ 小括

木田前執行役員は、衛星放送業界に関する総務省の考えの把握及び東北新社グループのニーズの伝達という主として情報交換を目的として会食を行っていたと述べるところ、会食前後のメールのやり取りは、これに沿ったものであると認められる。

このような会食を重ね、総務省職員との関係が深まるにつれて、木田前執行役

員は、メディア事業部における総務省担当としての自身への期待が高まっていると考え、さらに会食を重ねていったものと認められる。

当委員会の調査の結果、実際に会食の場または会食前後のメールのやり取りで不当な働きかけが行われた例は確認できなかった。

しかし、昼間の打合せ等ではなく、多数回にわたる会食を繰り返し設定し、その費用を負担していたことを踏まえると、単なる情報交換を超えて、あわよくば昼間の打合せ等では得ることのできない情報等を取得することを目的としていたとの疑念を持たれる可能性があり、このような会食を行うことはコンプライアンス上重大な問題があるものと言わざるを得ない。

## **(2) 三上前取締役について**

三上前取締役は、本件各会食のうち 10 件に出席しており、うち東北新社側から 1 人で出席した会食も 1 件存在する。

### **ア 三上前取締役の経歴**

三上前取締役は、1998（平成 10）年 5 月、東北新社に入社すると同時にスターチャンネル社に出向し、2013（平成 25）年 10 月、東北新社メディア事業部に異動した。

三上前取締役は、2017（平成 29）年 6 月、ザ・シネマ社の代表取締役社長及びスーパーネットワーク社の取締役就任し、2018（平成 30）年 6 月、囲碁将棋チャンネル社の取締役、スターチャンネル社の取締役に就任した。

三上前取締役は、2017（平成 29）年 4 月に東北新社メディア事業部事業部長に、2019（令和元）年 6 月に東北新社取締役及び執行役員に、それぞれ就任したが、2021（令和 3）年 2 月 26 日、東北新社取締役を退任し、執行役員を解任された。

三上前取締役は、入社以降、基本的には衛星放送事業に関わってきたといえる。

### **イ ヒアリング結果等**

三上前取締役は、メディア事業部において責任ある立場になるにしたがい、従来から木田前執行役員が担っていた総務省担当としての役割を自身も承継しなければならないとの思いを強くしていた。

これは三上前取締役と木田前執行役員とのメールでのやり取りでも確認でき

る。具体的には、三上前取締役は、木田前執行役員に対し、総務省担当として自身が十分に役割を果たせていないが、もっと頑張らなければならないことは理解しているという趣旨のメールを送信している。なお、木田前執行役員は、これに対して、菅前統括部長にも手伝ってもらうように助言している。

三上前取締役は、このような思いから、東北新社取締役に就任した後は、積極的に総務省職員との会食を設定するようになった。具体的には、三上前取締役は、S8氏については、いずれ総務省事務次官に就任し、総務省全体を司る立場になることも想定されるとの判断のもと、年1回程度、東北新社社長との間の定期的な情報交換と懇親の場を企画することが望ましいと考え、木田前執行役員と相談の上、菅前統括部長に指示する等して日程調整を行ったとのことであり、この点は、社内でのメールのやり取りとおおむね整合する。また、三上前取締役は、S11氏との会食については、同氏に直接メールを送信し、「暑気払いを兼ねた情報交換会を設定させていただきませんか?」、「一度懇親の席を設けさせていただきたく。」等として、当該職員の予定を照会し、日程調整していた。

## ウ 会食前後のメールのやり取り

三上前取締役においても、木田前執行役員と同様、会食に誘う総務省職員に直接メールを送信していたことが認められるが、このような会食を誘うメールや前後のメールのやり取りにおいて、三上前取締役が当該総務省職員に対し、個別具体的な相談事項や依頼を行った例は確認できなかった。

なお、三上前取締役は、本件各会食とはまったく別の機会に、総務省職員に対し、メールで申請に関する相談をしたり、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた緊急事態宣言が出た後の総務省の対応状況等について照会をすることもあった。

## エ 小括

三上前取締役は、木田前執行役員の担っていた総務省担当という役割を自身が承継する意思のもと、会食を行っていたということであり、これは社内でのメールのやり取りと整合する。

三上前取締役は、総務省職員に対してメールで申請手続に関する相談を行うこともあったところ、このこと自体は特段問題のある行為であるとはいえない。また、当委員会の調査の結果、実際に会食の場または会食前後のメールのやり取りで不当な働きかけが行われた例は確認できなかった。

もっとも、三上前取締役についても、木田前執行役員と同様、単なる情報交換を超えて、あわよくば昼間の打合せ等では得ることのできない情報等を取得するこ

とを目的としていたとの疑念を持たれる可能性があり、このような会食を行うことは、コンプライアンス上重大な問題があるものと言わざるを得ない。

### **(3) 菅前統括部長について**

菅前統括部長は、本件各会食のうち 22 件に出席しているが、東北新社側から 1 人で出席した例は存在しない。

#### **ア 菅前統括部長の経歴**

菅前統括部長は、2008（平成 20）年 6 月に東北新社に入社し、衛星放送事業本部の営業渉外室において編成の調査等の業務に従事した。以降、菅前統括部長は、衛星放送の番組の編成・企画業務を行い、2016（平成 28）年 2 月以降は、デジタルメディア事業部（現在のメディア事業部）の事業戦略部、OTT 戦略部、企画開発センター、海外事業推進室等に所属し、インターネット配信事業等の新規事業の開拓・開発に関する業務を行っていた。

2017（平成 29）年 9 月、菅前統括部長は、東北新社 MS の番組編成・企画の担当となり、番組審議会に出席する関係で取締役就任した。

2019（令和元）年 7 月、菅前統括部長は、東北新社デジタルメディア事業部デジタルコミュニティ開発センターのセンター長に就任した。このセンターは、趣味・エンタメコミュニティ統括部の前身となる部署で、釣りや囲碁将棋等の趣味に関して、番組だけでなくイベントを含む新たな企画を進める部署であった。菅前統括部長は、このように趣味分野における新たな事業開拓を検討する役割を担い、その一環として、2020（令和 2）年 3 月には囲碁将棋チャンネル社の取締役就任し、同年 5 月、東北新社メディア事業部の趣味・エンタメコミュニティ統括部長に就任した。もっとも、2021（令和 3）年 2 月 26 日、東北新社人事部付となり、同年 3 月、囲碁将棋チャンネル社の取締役を辞任した。

#### **イ ヒアリング結果等**

菅前統括部長は、入社以来、番組の編成・企画業務、新規事業の開発・検討等を担当してきており、認定等の申請手続に関与したことはなかった。このことは、上記経歴と整合するといえる。

他方、菅前統括部長は、木田前執行役員から、飲み会等に誘われることが多く、木田前執行役員が設定した総務省職員との会食の場にも誘われるようになり、予定が空いている場合には同席するようになった。

この経緯は、木田前執行役員のヒアリング結果とも整合する。木田前執行役員は、同じメディア事業部内の部下である菅前統括部長の仕事ぶり、社内飲み会や他社との会食等でのやり取りから、同氏のコミュニケーション能力や総務省での職務経験等があることを認識し、総務省職員との会食に同席してもらえば会話が盛り上がり、懇親の意義が高まると考え、菅前統括部長に同席を求めるようになったとのことである<sup>7</sup>。このような経緯は、上記の木田前執行役員が三上前取締役役に対して菅前統括部長にも手伝ってもらうように助言するメールのやり取りからもうかがわれる。また、本件各会食の日程調整のメールのやり取りから、木田前執行役員または三上前取締役役が総務省職員とのやり取りで日程を確定し、その後に菅前統括部長に同席を指示するケースも複数見られた（項番 28、33、35、38、48。このうち項番 35 については、菅前統括部長は別の予定があるとして断っている。）。

木田前執行役員は、菅前統括部長の父が衆議院議員の菅義偉氏（本件各会食の大半が、同氏が内閣官房長官を務めていた時期に行われていることから、以下「**前官房長官**」という。）であることは知っていたが、会食時における 1 つの話題とすることを超えて、総務省職員に対し、東北新社と前官房長官とのつながりがあるかのように示唆して何らかの働きかけをする意図はまったくなかったとのことである。この点について、当委員会は、デジタルフォレンジック調査により木田前執行役員、三上前取締役及び菅前統括部長のメールを調査したが、東北新社と前官房長官とのつながりがあるかのように示唆して働きかけを行うことをうかがわせるメールは確認できなかった。

菅前統括部長は、木田前執行役員から総務省職員との会食に出席するよう指示された場合であっても、別の予定があるとして断る場合もあった。例えば、菅前統括部長は、社内の予定を途中で抜けて会食に出席しないかとの木田前執行役員の依頼に対し、「すみません、部員にチームプレイについて偉そうなことを言っていますので当日はそちらのコミュニケーションをさせて頂きたいと思います」として、社内の予定を優先させることもあった（項番 35）。また、菅前統括部長は、木田前執行役員が総務省職員との会食の席上から「今、S1 氏といるんだけど」とメール送信した際に、別件があるとして謝絶している（項番 29）。その後、木田前執行役員は、菅前統括部長に対して別途会食を設定するように指示していたが、菅前統括部長が特に日程調整等をしなかったためか、結局自身で設定した（項番 33）。このようなこともあってか、木田前執行役員は、三上前取締役役に対し、菅前統括部長は総務省担当を手伝うことを嫌がっているようだと評価したこともあった。

菅前統括部長は、S8 氏との会食については秘書との日程調整を担当する等の

---

<sup>7</sup> 木田前執行役員のヒアリング結果によると、故植村元社長も、菅前統括部長のコミュニケーション能力を同様に評価し、取引先等との会食について、同氏を出席させることが懇親の意義を高めるとの認識を有していたとのことであった。なお、調査対象会食についても、この点をうかがわせる木田前執行役員のメールが存在する（「社長が菅君に参加してほしいとのことです」項番 28）。

役割を果たしたが、これは三上前取締役の指示に基づくものであり、菅前統括部長としては、上司である木田前執行役員や三上前取締役の指示があれば、部下としてそれに従うのは当然のことで、日程調整等についても指示を受けて行ったに過ぎないとのことであった。

## ウ 会食前後のメールのやり取り

菅前統括部長は、会食の日程調整のメールや、会食前後で木田前執行役員等とメールでやり取りを行うことがあったが、これらのメールのやり取りにおいて、総務省職員に対し、個別具体的な相談事項や依頼を行ったことが記載された例は確認できなかった。

## エ 小括

当委員会は、東北新社が、総務省職員に対し、東北新社と前官房長官とのつながりがあるかのように示唆して何らかの働きかけをする意図があったかについて調査を行ったが、このことをうかがわせるメールは確認できなかった。後述（Ⅱ第3の3（2）総務省への報告）するとおり、木田前執行役員は、2017（平成29）年8月に東北新社において外資規制への抵触の問題が生じた際、総務省職員に報告・相談を行っているが、この際に菅前統括部長は特段関与していない。このことは、東北新社が、東北新社と前官房長官とのつながりがあるかのように示唆して何らかの働きかけをする意図を有していなかったという木田前執行役員のヒアリング結果と整合するものである。

以上から、木田前執行役員または三上前取締役が、菅前統括部長に対して総務省職員との会食に同席するように求めた理由として、会食での懇親の意義を高めることのほかに、東北新社と前官房長官とのつながりがあるかのように示唆して何らかの働きかけをする意図があったとは認められない。

そして、当委員会の調査の結果、実際に会食の場または会食前後のメールのやり取りで不当な働きかけが行われた例は確認できなかった。菅前統括部長は、木田前執行役員または三上前取締役の指示に従って会食に同席したり、日程調整等の役割を果たしてきたということであり、これは社内でのメールのやり取りと整合する。菅前統括部長が認定等の申請手続きに関わることをしない業務を担当していたことからすると、自身が総務省職員からそれらに関する情報を取得しようとする動機もなかったと考えられる。東北新社側から1人で出席した例がないことも踏まえると、菅前統括部長は、自ら認定等に関する情報等を取得する目的を持って会食に同席していたとは認められない。

#### (4) 故植村元社長について

故植村元社長は、本件各会食のうち1件に出席しているが、東北新社側から1人で出席した例は存在しない。

故植村元社長は、1988（昭和63）年に東北新社に入社し、1993（平成5）年3月に取締役、2010（平成22）年6月に代表取締役社長に就任したが、2019（令和元）年5月に代表取締役を任期途中で退任し、Executive Principal に就任した。故植村元社長は、2020（令和2）年4月に亡くなった。

ヒアリング結果によれば、故植村元社長は、故植村会長が発展させた衛星放送事業に強い思い入れがあり、強いリーダーシップのもとでこの事業に取り組んでいた。その思い入れの表れの一つが、BS ザ・シネマ4K（左旋）の認定であり、国が推進する4Kの事業に関して左旋帯域について目先の投資回収が難しいからやらないというのではなく（この経緯については後述Ⅱ第3の2（2）BS4K放送（左旋）に係る認定（2017（平成29）年））、衛星放送業界の中心を担う東北新社が先頭に立ってやっていくべきであるという強い意向があったということであった。

木田前執行役員は、同氏が総務省職員と懇親する機会を持ち、情報交換等を行うことについて故植村元社長が肯定的であったことから、その意に沿うよう総務省職員との会食の設定を継続したと述べており、この点は三上前取締役も同様に述べている。故植村元社長のこのような意向を示す本人のメール等は確認できなかったものの、故植村元社長は、三上前取締役がいずれ総務省事務次官に就任してもおかしくないと判断していたS8氏との会食に出席しており（項番28）、このことからすると、故植村元社長は、木田前執行役員が総務省職員と会食を含む懇親の機会を持つことを肯定的に捉え、これを慫慂していた面もあると認められる。

また、故植村元社長が出席した会食には菅前統括部長も出席しており、故植村元社長が、第三者から懸念（東北新社と前官房長官とのつながりがあるかのように示唆して何らかの働きかけをしようとしている等）を持たれないように慎重に留意していたことはうかがわれない。

もっとも、実際に会食の場または会食前後のメールのやり取りで不当な働きかけが行われた例は確認できなかった。菅前統括部長が同席していたことについても、菅前統括部長の父が前官房長官であることが会食時における1つの話題となった可能性は考えられるものの、それを超えて、東北新社と前官房長官とのつながりがあるかのように示唆して何らかの働きかけをしようとしていたことは認められなかった。

## (5) 二宮前社長について

二宮前社長は、本件各会食のうち4件（項番 28、40、41、51）に出席しているが、東北新社側から1人で出席した例は存在しない。

二宮前社長は、2000（平成 12）年5月に前職を退社して東北新社に入社し、同年8月に取締役、2010（平成 22）年6月に代表取締役副社長に就任し、2019（令和元）年6月に故植村元社長の任期途中での突然の退任という混乱の中で代表取締役社長に就任したが、2021（令和 3）年2月26日、代表取締役を辞任した。

二宮前社長のヒアリング結果によると、衛星放送事業については、故植村元社長が中心として取り組んできたので自身が詳しく知るところはなく、故植村元社長が二宮前社長に相談をすることもなかったが、重要な会議には故植村元社長に同席を求められることがあったとのことであった。代表取締役社長就任後は、故植村元社長による体制について、見直すべきところは見直すという意図をもって経営にあたっていた途上であったということである。

木田前執行役員及び三上前取締役も、故植村元社長の意向に沿うようにという意識があったものの、二宮前社長の意向を意識して会食を設定していたとは述べていない。

もっとも、二宮前社長は、故植村元社長と共に出席した会食（項番 28）を皮切りとして、複数回の会食に出席しており、いずれも木田前執行役員か、三上前取締役の指示を受けた菅前統括部長により、東北新社の社長を紹介するという趣旨で日程調整が行われている。このような経緯から、二宮前社長は、総務省職員との会食を慫慂していたとは認められないが、各会食に出席していることから、国家公務員倫理規程についての明確な問題意識を欠いていたといえ、少なくとも総務省職員との会食についての故植村元社長の姿勢を明確に否定するような対応は取っていなかったものと認められる。

## (6) 岡本元取締役について

岡本元取締役は、本件各会食のうち5件（項番 4、10、14、16、27）に出席しているが、東北新社側から1人で出席した例は存在しない。

このうち2件（項番 4、16）については、木田前執行役員が設定した会食に同席した経緯が認められ、ヒアリング結果によればそれ以外の2件（項番 10、14）についても同様の経緯だったということである。また、三上前取締役とともに出席したケース（項番 27）は、業界団体の会合等の後の二次会として複数名で立ち寄ったワインバーということであり、他社が複数名出席していることと整合する。

このような経緯から、岡本元取締役についても、木田前執行役員または三上前取

締役が設定する会食について、特段否定的な姿勢ではなく、出席を求められる機会があれば出席していたものと認められる。

## (7) 評価

本件各会食の大半は、木田前執行役員が、総務省担当という自らの役割を遂行するために設定したもので、三上前取締役が設定した会食についても、木田前執行役員の役割を承継しようとの意図のもとで行われた点で同趣旨であると認められる。

そして、これら本件各会食は、情報交換・懇親等という趣旨で設定されたものであり、実際に会食の場または会食前後のメールのやり取りで不当な働きかけが行われた例は確認できなかった。しかし、東北新社が、それを超えて、昼間の打合せ等では得ることのできない情報等を取得することまでも期待していたとの疑念を持たれる可能性があったことは否定できないと考えられる。

故植村元社長は、木田前執行役員による総務省職員との上記の趣旨での会食を肯定的に捉え、これを慫慂していた面があると認められる。これに対し、二宮前社長については、故植村元社長と異なり、総務省職員との会食を慫慂していたとはいえないが、少なくとも総務省職員との会食についての故植村元社長の姿勢を明確に否定するような対応は取っていなかったものといえる。

岡本元取締役も、木田前執行役員や三上前取締役が設定する会食について、特段否定的な姿勢ではなく、出席を求められる機会があれば出席していた。

菅前統括部長は、木田前執行役員や三上前取締役の指示のもと、会食に同席したり、日程調整等の役割を果たしてきたが、自ら認定等に関する情報等を取得する目的を持って会食に同席していたとは認められない。

### 第3 会食における認定等に関する不当な働きかけについて

当委員会は、本件各会食において、認定等の申請手続に関する不当な働きかけがなされたかについても調査を行った。

具体的には、東北新社グループにおいて認定基幹放送事業者として事業を行っている、または行っていたことがある会社（【表2】東北新社グループにおける認定一覧参照）について、メール等の資料による調査が可能な2012（平成24）年以降に行われた以下の認定等の申請手続に関し、放送法の定め、各認定等の申請手続の経過を調査し、不当な働きかけが行われたかについて調査を行った。

| 囲碁将棋チャンネル社  |                            |                      |                         |
|-------------|----------------------------|----------------------|-------------------------|
| 1-1         | 東経 110 度 CS 右旋（CS 第 172 号） |                      | 番組名：囲碁・将棋チャンネル          |
| 1-1-1       | 2012 (H24) /2/23           | 認定                   |                         |
| 1-1-2       | 2017 (H29) /2/23           | 認定の更新 ※1-2-1 の認定時に廃止 |                         |
| 1-2         | 東経 110 度 CS 右旋（CS 第 200 号） |                      | 番組名：囲碁・将棋チャンネル          |
| 1-2-1       | 2018 (H30) /5/11           | 認定                   |                         |
| スーパーネットワーク社 |                            |                      |                         |
| 2           | 東経 110 度 CS 右旋（CS 第 167 号） |                      | 番組名：Super ! drama TV HD |
| 2-1         | 2012 (H24) /2/23           | 認定                   |                         |
| 2-2         | 2017 (H29) /2/23           | 認定の更新 ※6-1-1 にて認定の承継 |                         |
| ファミリー劇場社    |                            |                      |                         |
| 3           | 東経 110 度 CS 右旋（CS 第 170 号） |                      | 番組名：ファミリー劇場 HD          |
| 3-1         | 2012 (H24) /2/23           | 認定                   |                         |
| 3-2         | 2017 (H29) /2/23           | 認定の更新 ※6-1-1 にて認定の承継 |                         |
| スターチャンネル社   |                            |                      |                         |
| 4-1         | BS 右旋（BS 第 54 号）           |                      | 番組名：スターチャンネル 1          |
| 4-1-1       | 2015 (H27) /12/15          | 認定の更新                |                         |
| 4-1-2       | 2020 (R2) /3/11            | 放送事項変更               |                         |
| 4-1-3       | 2020 (R2) /12/15           | 認定の更新                |                         |
| 4-2         | BS 右旋（BS 第 74 号）           |                      | 番組名：スターチャンネル 2          |
|             | BS 右旋（BS 第 75 号）           |                      | 番組名：スターチャンネル 3          |
| 4-2-1       | 2014 (H26) /6/17           | 認定の更新                |                         |
| 4-2-2       | 2019 (R 元) /6/17           | 認定の更新                |                         |
| 4-2-3       | 2020 (R2) /3/11            | 放送事項変更（BS 第 74 号のみ）  |                         |
| 東北新社        |                            |                      |                         |

|         |                                  |                         |
|---------|----------------------------------|-------------------------|
| 5       | BS 左旋 (BS 第 125 号)               | 番組名 : ザ・シネマ 4K          |
| 5-1     | 2017 (H29) /1/24                 | 認定 ※6-1-1 にて認定の承継       |
| 東北新社 MS |                                  |                         |
| 6-1     | 認定の承継 (2、3、5 及び SPET 社が有する認定を承継) |                         |
| 6-1-1   | 2017 (H29) /10/14                | 認定の承継                   |
| 6-1-2   | 2021 (R3) /5/1                   | (BS 第 125 号 (5 の認定)) 取消 |
| 6-2     | 東経 110 度 CS 右旋 (CS 第 197 号)      | 番組名 : ザ・シネマ HD          |
| 6-2-1   | 2018 (H30) /5/11                 | 認定                      |

【表 5】東北新社グループ認定等の経緯

## 1 放送法の定め

### (1) 衛星基幹放送の業務の認定

衛星基幹放送（放送法 2 条 13 号）の業務を行おうとする者は、法に定めがある場合を除き、放送法 93 条 1 項各号に定める要件（以下「絶対審査基準」という。）のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

絶対審査基準に適合する事業者に対して指定することのできる周波数が不足する場合には、放送法関係審査基準 7 条に基づき、同基準が定める基準（以下「比較審査基準」という。）により比較審査が行われる。

衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、所定の申請書（別表 6 号）を総務大臣に提出しなければならない（放送法 93 条 2 項、放送法施行規則 64 条）。申請書には、事業計画書（別表 7 号）、事業収支見積書（別表 8 号）その他総務省令で定める書類を添付しなければならない（放送法 93 条 3 項、放送法施行規則 65 条 1 項、2 項）。

認定の申請は、総務大臣が公示する期間（1 ヶ月を下らない範囲で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間）内に行わなければならない（放送法 93 条 4 項、5 項）。これは、基幹放送の業務が、有限希少な基幹放送用割当可能周波数を用い、社会的な役割を確実かつ適正に確保するものとして行われる必要があることから、比較審査により最も公共の福祉に沿う者に対して認定を行うことを可能とするため、一定の公示期間を設けることとしたものとされる<sup>8</sup>。

衛星基幹放送の業務の認定については、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しなければならない（放送法 177 条 1 項 2 号、93 条 1 項）。電波監理審議会は、電波及び放送（放送法 2 条 1 号）に関する事務の公平かつ能率的な運営を図り、電波法及び

<sup>8</sup> 金澤薫監修「放送法逐条解説 新版」224 頁

放送法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、総務省に設置される機関であり、委員 5 名で組織される（電波法第 7 章の 2）。合議制の機関である電波監理審議会に諮問し、公正、中立の立場で判断させることにより、処分等の公正性、客観性を担保しようとする趣旨とされる。

このように、衛星基幹放送の業務の認定においては、絶対審査基準の適合がまず審査される。この審査は、必ず満たすべき基準への適合性を審査するもので、1 項目でも不適合項目がある場合には、認定が拒否される。絶対審査基準に適合する申請者全員に指定することのできる周波数が不足する場合には、放送法関係審査基準が定める基準に基づき比較審査が行われる。そして、これらの審査の結果行われる衛星基幹放送の業務の認定については、電波監理審議会への諮問を経て行われる。

## （２）衛星基幹放送の業務の認定の更新

衛星基幹放送の業務の認定は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その効力を失う（放送法 96 条 1 項）。

総務大臣は、衛星基幹放送の業務の認定について更新の申請があったときは、放送法 93 条 1 項 4 号及び 5 号<sup>9</sup>に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない（放送法 96 条 2 項）。

衛星基幹放送の業務の認定の更新を申請しようとする者は、総務省令の定める様式（別表第 16 号）の更新申請書に事業計画書（別表第 7 号）を添付して総務大臣に提出しなければならない（放送法施行規則 74 条 1 項、2 項）。

このように、5 年ごとに行われる衛星基幹放送の業務の認定の更新においては、2019（令和元）年の放送法改正（以下「令和元年改正」という。）前は、マスメディア集中排除原則（放送法 93 条 1 項 5 号）の適合性のみが審査され、令和元年改正後は、これに加えて周波数使用基準（同項 4 号）も審査され、これらに適合していないと認める場合を除き、その更新が行われる。このため、衛星基幹放送の業務の認定の更新は、電波監理審議会への諮問事項とはされていない（放送法 177 条 1 項 2 号参照）。

## （３）放送事項の変更

衛星基幹放送の業務の認定を受けた事業者は、放送事項（放送法 93 条 2 項 7

---

<sup>9</sup> 2019（令和元）年改正（放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第 23 号））により、従来は、マスメディア集中排除原則（放送法 93 条 1 項 5 号）の適合性のみ審査することとされていたものに加え、周波数使用基準への適合性（同項 4 号）も審査することとされた。これは、認定の更新にあたり、その使用する周波数が放送サービスに照らし必要十分か否かを審査し、余剰スロットが生じている場合は、当該余剰スロットの削減を可能とするためであるとされる（前掲注 8 金澤 230 頁）。

号) または基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(同項8号)を変更しようとするときは、総務省令で定める軽微な変更を除き、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない(放送法97条1項)。

放送事項の変更許可の基準は、放送法関係審査基準9条に定められている。具体的には、同基準6条(認定の基準)を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査するとされる。

放送事項の変更の許可を受けようとする者は、総務省令の定める様式(別表第17号)の申請書に事業計画書(別表第7号)及び事業収支見積書(別表第8号)を添えて総務大臣に提出しなければならない(放送法施行規則76条1項、2項)。

放送事項の変更の許可については、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しなければならない(放送法177条1項2号、97条1項)。

このように、放送事項の変更の許可に際しては、衛星基幹放送の業務の認定の基準を準用して審査が行われ、当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかの審査が行われる。この審査の結果行われる放送事項の変更の許可については、電波監理審議会への諮問を経て行われる。

#### (4) 認定基幹放送事業者の地位の承継

衛星基幹放送の認定を受けた事業者である法人が合併または分割(衛星基幹放送の業務を行う事業を承継させるもの)をしたときは、当該合併後存続する法人、当該合併により設立された法人または分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて当該認定基幹放送事業者の地位を承継することができる(放送法98条2項)。

法人の合併または分割の場合、認定を受けた主体が変わることとなるので、合併または分割後の法人が認定を受ける適格性を有するかどうかを判断するものとされる。この認可にあたっては、衛星基幹放送の業務の認定における審査要件が準用される(放送法98条6項、93条1項)。

認定基幹放送事業者の地位を承継しようとするときは、放送法施行規則78条1項各号に定める事項を記載した申請書(別表20号)を総務大臣に提出しなければならない。申請書には、分割計画書または分割契約書の写し、株主総会の決議録その他分割に関する意思決定を証するに足る書類、分割により基幹放送の業務を承継する法人の定款案等を添付しなければならない(放送法施行規則78条2項)。

以上のとおり、衛星基幹放送の業務の認定の承継の認可においては、衛星基幹放送の業務の認定の基準を準用して審査が行われ、合併または分割後の法人が認定を受ける適格性を有するかどうかの審査が行われる。もっとも、この審査の結果行わ

れる認可については、電波監理審議会への諮問事項とはされていない（放送法 177 条 1 項 2 号参照）。

## 2 東北新社グループにおける衛星基幹放送の業務の認定について

### （１）東経 110 度 CS 放送（右旋）に係る認定（2012（平成 24）年）

東北新社グループにおいては、2012（平成 24）年 2 月 23 日に、囲碁将棋チャンネル社、スーパーネットワーク社及びファミリー劇場社において、東経 110 度 CS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定を受けている（【表 5】東北新社グループ認定等の経緯の 1-1-1、2-1、3-1）。以下、この認定に係る経緯について検討する。

#### ア 東経 110 度 CS 放送における空周波数の発生

2006（平成 18）年 10 月 19 日に公表された「衛星放送の将来像に関する研究会」報告書<sup>10</sup>は、BS アナログ放送が 2011（平成 23）年までに終了することも踏まえ、BS 放送は、引き続き放送におけるリーディングメディアとしての役割が期待される一方、CS 放送は、東経 110 度 CS デジタル放送の普及が大幅に遅れており、クロスメディア環境における競争が一層激化する傾向にある中で期待される役割を果たすこと自体が困難になる旨を指摘した。

総務省は、2009 年（平成 21）年 2 月 4 日、共用アンテナ等の急速な普及を受け、少なくとも受信環境の面では BS 放送と東経 110 度 CS 放送の間に大きな差異がなくなりつつあるとして、その普及政策を一体化すること等を含む電波監理審議会の答申を公表した<sup>11</sup>。

そして、総務省は、2009 年（平成 21）年 2 月 20 日から、2011（平成 23）年以降に開始される予定の新たな BS デジタル放送等に係る委託放送業務の認定申請の受付を開始し<sup>12</sup>、2009（平成 21）年 6 月 10 日、電波監理審議会の答申を受けて、9 者 12 番組について認定を行った<sup>13</sup>。また、総務省は、2010（平成 22）年 6 月 24 日から、BS 放送に使用可能な周波数のうち未使用の周波数の一部を対象とした委託放送業務の認定申請の受付を開始し<sup>14</sup>、同年 10 月 13 日、電波監理審議会の答申を受けて、6 者 7 番組について認定を行った<sup>15</sup>。

<sup>10</sup>[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/997626/www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2006/061019\\_2.html](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/997626/www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/061019_2.html)

<sup>11</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/pdf/090204\\_2.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/pdf/090204_2.pdf)

<sup>12</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/090204\\_10.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090204_10.html)

<sup>13</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02ryutsu11\\_000006.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu11_000006.html)

<sup>14</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/02ryutsu11\\_02000015.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02ryutsu11_02000015.html)

<sup>15</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_01000002.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_01000002.html)

この結果、東経 110 度 CS 放送における複数の既存放送事業者が BS 放送に移行したため、東経 110 度 CS 放送の第 2 チャンネル及び第 14 チャンネルに空周波数が発生する結果となった。

## イ 空周波数を対象とする認定の審査基準

総務省は、2011（平成 23）年 6 月 3 日、上記の空周波数を対象とした東経 110 度 CS 放送に係る委託放送業務の認定に当たり、比較審査基準に係る放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集を開始した<sup>16</sup>。この改正案の内容は、(1)12 スロット以上を返上する申請を優先する、(2)HD 番組の審査においては 15 項目の審査項目に最も適合する申請を優先する、(3)SD 番組の審査においては、6 スロット未満の既存番組の画質向上の申請を優先し、残りの周波数の審査においては 15 項目の審査項目に最も適合する申請を優先する、という内容であった。そして、15 項目の審査基準においては、放送番組の視聴需要、周波数の有効利用、という 2 つの審査項目が新規に設けられた。

総務省は、2011（平成 23）年 8 月 9 日、改正案について提出された意見（30 者）とそれに対する総務省の考え方を公表した<sup>17</sup>。これによると、放送番組の視聴需要という審査項目に関して、肯定的な意見を述べた者（11 者）は否定的な意見を述べた者（2 者）に比して多く、指標について具体的な希望を述べたり、公正な審査等を求めた者は 9 者であった。総務省は、放送番組の視聴需要について、東経 110 度 CS 放送における高精細度テレビジョン放送の効果等がより多くの人に享受されることを確保する観点から追加したもので、視聴率や有料放送加入者数により審査を行う場合、視聴率データが存在しないこと、加入者数について単チャンネル加入や複数チャンネルのパック加入があり単純に視聴需要を比較することができないことから、より総合的に視聴需要を判断する観点から、視聴料収入の額を指標として審査を行うことの考え方を明らかにした。同年 9 月 14 日に行われた電波監理審議会（第 970 回）では、視聴需要について、視聴料収入だけではなく視聴者数も重要ではないかとの指摘に対し、総務省は、CS 放送においてはパックセットが非常に多く、複数ある番組のうちどれを選んで視聴しているのか正確に把握することが難しい一方、視聴料収入については、JSAT 社が需要に応じて配分するという基本思想で配分していることから、相対的には視聴料収入のほうが需要を多く反映しているとの説明を行った<sup>18</sup>。

以上を踏まえ、総務省は、2011（平成 23）年 8 月 8 日付で放送法関係審査基準

<sup>16</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_01000007.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_01000007.html)

<sup>17</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_01000008.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_01000008.html)

<sup>18</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/02kiban01\\_03000020.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/02kiban01_03000020.html)

の改正を行い、翌 9 日、東経 110 度 CS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定申請を同月 19 日から同年 9 月 30 日までの間受け付ける旨を公表した<sup>19</sup>。

## ウ 東北新社グループにおける申請

東北新社グループにおいては、ザ・シネマ社が HDTV（16 スロット）、スーパーネットワーク社が HDTV（16 スロット）、ファミリー劇場社が HDTV（16 スロット）、囲碁将棋チャンネル社が、第 1 希望に HDTV（16 スロット）、第 2 希望に SDTV（6 スロット）を申請した。

## エ 審査及び認定

総務省は、2011（平成 23）年 10 月 5 日、認定申請の受付結果を公表した<sup>20</sup>。これによれば、HDTV 番組を希望する申請者は 31 者（36 番組）、SDTV を希望する申請者は 20 者（23 番組）であった。

電波監理審議会は、2012（平成 24）年 2 月 10 日の会議（第 975 回）において、東経 110 度 CS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について、以下の審査についての諮問を受け、これを適当と認めた<sup>21</sup>。

審査において、まず、絶対審査基準に適合しない 4 者（4 番組）について、認定を拒否することが適当とした。

次に、絶対審査基準を適合する 33 者（59 番組）について比較審査を行い、まず、(1) 12 スロット以上返上して既存の放送番組の HD 化を希望する 2 者（3 番組）の申請を優先して認定し、(2) なお指定することのできる周波数があったため、HDTV 番組を希望する申請番組を優先して比較審査を行い、7 者（7 番組）の申請を認定し、(3) なお SDTV 番組に指定することのできる周波数（11.6 スロット）があったため、SDTV 番組を希望する申請番組のうち既存放送番組の画質向上（4.8 スロットから 6 スロットへ）を目的とする 2 者（2 番組）の申請を認定することとした。

これらの結果、なお SDTV 番組に指定することのできる周波数（9.2 スロット）が残ったため、審査の結果、視聴需要（過去 2 年間における東経 110 度 CS 放送と東経 124/128 度 CS 放送の視聴料収入とされる額の合計）により順位を付し、1 位の申請者（ディズニー）に 6 スロット、2 位の申請者（囲碁将棋チャンネル社）に 3.2 スロットを指定した。

<sup>19</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_01000009.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_01000009.html)

<sup>20</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_01000010.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_01000010.html)

<sup>21</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/kaisai/02kiban01\\_03000026.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/kaisai/02kiban01_03000026.html)

## オ 検討

認定の結果、東北新社グループの申請については、以下のとおりとなった。

| 申請者名        | 番組名                | 申請               | 認定         |
|-------------|--------------------|------------------|------------|
| ザ・シネマ社      | ザ・シネマ HD           | HDTV (16)        | 拒否         |
| スーパーネットワーク社 | Super! drama TV HD | HDTV (16)        | HDTV (16)  |
| ファミリー劇場社    | ファミリー劇場 HD         | HDTV (16)        | HDTV (16)  |
| 囲碁将棋チャンネル社  | 囲碁・将棋チャンネル HD      | 第 1 希望 HDTV (16) | 拒否         |
|             | 囲碁・将棋チャンネル SDTV    | 第 2 希望 SDTV (6)  | SDTV (3.2) |

※カッコ内はスロット数

【表 6】2012（H24）東北新社グループ申請結果

【表 6】2012（H24）東北新社グループ申請結果記載のとおり、ザ・シネマ社の申請は拒否された。

次に、スーパーネットワーク社及びファミリー劇場社は、比較審査において優位と評価された結果、認定を受けている。この比較審査においては、29 番組について、14 項目の比較審査基準による審査が行われ、うち 8 項目については差はないと評価され、6 項目（放送番組の制作及び調達等、多様性、字幕番組等の充実、高画質性、災害に関する放送の実施、視聴需要）について優位な番組が評価された。

このうち、視聴需要の項目以外は、新規に設けられた審査基準ではなく、従来からの審査基準に基づき審査がなされている。視聴需要については、パブリックコメントの結果及び電波監理審議会において明らかにされた視聴料収入により判断するという考え方にに基づき審査がなされている。

また、囲碁将棋チャンネル社については、第 1 希望及び第 2 希望のいずれも認定が拒否されたものの、指定することのできるスロットが残り、残った申請者のうち視聴需要 1 位の「ディズニー」に 6 スロットを指定してもさらに 3.2 スロットが残ったことから、視聴需要 2 位である囲碁将棋チャンネル社に指定されたという経緯である。この視聴需要については、上記と同様、視聴料収入により判断するという考え方にに基づき審査がなされている。

以上のとおり、東経 110 度 CS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定については、放送法に定められた審査方法に基づき審査がなされており、新たに審査基準として設けられた視聴需要については、パブリックコメントの結果及び電波監理審議会において明らかにされた考え方に基づき審査がなされているといえる。これらの過程は総務省ホームページにおいて公表された資料に記載され、電波監理審議会における審議の経過についても議事録が公表されている。東北新社グループのうちザ・シネマ社の申請が拒否されていることをも考えあわせると、上記経緯において、東北新社グループが認定に関して不当な働きかけを行ったことをうかがわせる事情は認められない。

## (2) BS 4K 放送（左旋）に係る認定（2017（平成 29）年）

東北新社グループにおいては、2017（平成 29）年 1 月 24 日に、東北新社において、BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定を受けている<sup>22</sup>（【表 5】東北新社グループ認定等の経緯の 5-1）。以下、この認定に係る経緯について検討する。

### ア 放送サービスの高度化に関する検討会

総務省は、情報通信審議会<sup>23</sup>の提言を受け、2012（平成 24）年 11 月 6 日、「4K・8K（スーパーハイビジョン）」、「スマートテレビ」、「ケーブル・プラットフォーム」の 3 分野についてその具体化に必要な事項を検討することを目的として、放送サービスの高度化に関する検討会（高度化検討会）を開催することを公表した<sup>24</sup>。

高度化検討会は、3 つのワーキンググループを設置し、4K・8K については、スーパーハイビジョン WG において、4K・8K（スーパーハイビジョン）に係る放送サービスや受信機に関するロードマップの策定等について検討することとした。

高度化検討会は、2013（平成 25）年 5 月 31 日に開催された第 3 回において取りまとめを行った<sup>25</sup>。

取りまとめにおいては、スーパーハイビジョン（4K・8K）の早期普及と国際社会における先導的役割を果たすため、圧縮技術の標準化の終了時期（2013 年）、次期 CS（衛星）の打上げ時期（2016 年）及び新たなサービス普及の契機となり得るスポーツイベント（2014 年、2016 年等）の時期を踏まえたロードマップが策定

<sup>22</sup> 当該認定は、2017（平成 29）年 10 月 14 日付で東北新社 MS に承継され、2021（令和 3）年 5 月 1 日付で取り消された。

<sup>23</sup> 総務省組織令 121 条

<sup>24</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu12\\_02000038.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu12_02000038.html)

<sup>25</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000236951.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000236951.pdf)

された。

## イ 4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合

総務省は、2014（平成 26）年 2 月 18 日、4K・8K の推進に関するロードマップ策定以降の状況変化を踏まえて、ロードマップの更なる具体化、加速化及び課題解決のための具体的方策の検討を進めることにより、4K・8K のサービスの早期普及を図ることを目的として、4K・8K ロードマップに関するフォローアップ会合（以下「フォローアップ会合」という。）を開催することを公表した<sup>26</sup>。

フォローアップ会合は、4K・8K ロードマップに関するフォローアップ WG において、より専門的、技術的な観点から検討を行った。

フォローアップ会合の検討については、2014（平成 26）年 9 月 9 日に中間報告が公表され<sup>27</sup>、その後、2015（平成 27）年 7 月 30 日に第二次中間報告が公表された<sup>28 29</sup>。

中間報告においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を意識した 4K・8K 推進のためのロードマップが公表され、第二次中間報告においては、ロードマップの更なる具体化がなされた。具体的には、2017 年に、110 度 CS 左旋において 4K 試験放送開始、2018 年に、BS 右旋及び 110 度 CS 左旋において 4K 実用放送開始、BS 左旋において 4K・8K 実用放送開始、2020 年頃に、BS 左旋において 4K・8K 実用放送拡充（トランスポンダ追加割当）、110 度 CS 左旋において 4K 実用放送拡充（トランスポンダ追加割当）、というスケジュールが記載された。

他方、第二次報告書においては、右旋については、110 度 CS 及び BS とともに周波数に余裕がない状況であるのに対し、左旋については、110 度 CS 及び BS とともに受信環境に一定の制約があり、一部の先駆的な事業者を除き、多くの民間放送事業者が左旋に事業として参入するには受信環境が整備されるまで一定の期間を要すると指摘され、上記ロードマップにおいても、右旋と同程度に左旋の受信環境の整備の進捗が目指すべき姿であるとされた。

また、フォローアップ会合は、2015（平成 27）年 12 月 25 日に連絡会を行い、基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送に関する今後のスケジュール等を検討し、ソフト（認定基幹放送事業者）について、2016（平成 28）年春から夏にかけて制度整備、同年秋に公募・申請、翌 2017（平成 29）年初頭に認定、

<sup>26</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000031.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000031.html)

<sup>27</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000039.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000039.html)

<sup>28</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000058.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000058.html)

<sup>29</sup> なお、「日本再興戦略 改訂 2015—未来への投資・生産性革命—」（2015（平成 27）年 6 月 30 日閣議決定）においては、「4K・8K 技術の展開」という項目が設けられ、「チャンネル数拡大に向けた新たな伝送路の確保のため、技術的実証と周波数割当等の必要な制度整備を 2017 年までに行い、2018 年までに衛星放送において実用放送を実現する。」と記載された。

2018（平成 30）年に実用放送を開始するというスケジュールを示した<sup>30</sup>。

## ウ 放送法施行規則等の一部を改正する省令案

総務省は、2016（平成 28）年 4 月 27 日、放送法施行規則等の一部を改正する省令案を公表し、意見募集を開始した<sup>31</sup>。具体的には、BS 右旋・左旋、110 度 CS 左旋に共通する基準として、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送に向けたマスメディア集中排除原則の緩和<sup>32</sup>を含む、絶対審査基準、第一次比較審査基準及び第二次比較審査基準が示された。

これに対し、合計 23 件の意見が提出されたが、おおむね賛成の意見が多く、意見を踏まえた改正案の修正は行われなかった<sup>33</sup>。

総務省は、2016（平成 28）年 9 月 14 日、衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送に関し B-SAT 社及び JSAT 社にそれぞれ衛星基幹放送局の予備免許を付与する予定であること、当該衛星基幹放送局に指定する周波数を使用する衛星基幹放送の業務の認定申請受付を開始する旨の公表を行った<sup>34</sup>。

## エ 東北新社における申請

### （ア）社内検討

東北新社は、2016（平成 28）年 10 月 12 日、故植村元社長から各取締役に対し、会社法 370 条に基づき「4K／8K 衛星基幹放送業務 認定申請の件」を決議の目的事項とする提案がなされ、同月 14 日、取締役会決議があったものとみなされた。

以上を経て、東北新社は、2016（平成 28）年 10 月 17 日、申請を行った。

### （イ）外資規制への抵触について

東北新社は、この申請当時、放送法 93 条 1 項 7 号の要件（外資規制）を充

<sup>30</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/4k8kroadmap/02ryutsu11\\_03000050.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/4k8kroadmap/02ryutsu11_03000050.html)

<sup>31</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu07\\_02000109.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000109.html)

<sup>32</sup> 制度整備案の意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価が実施された。そこでは、マスメディア集中排除原則の緩和について、「BS 等 4K・8K 放送の普及・発展には既存の衛星基幹放送事業者の番組制作・編集のノウハウや技術を広く活用することが重要であり、この参入を選択肢として認めることが必要であるが、上記現行制度の制約の下では、既存の衛星基幹放送事業者が現在提供している 2K 放送等に加え、新規に BS 等 4K・8K 放送を実施することができないことが想定される。」とされ、緩和により既存の衛星基幹放送事業者の参入を容易にする趣旨であることが説明された。

<sup>33</sup> <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=145208762&Mode=2>

<sup>34</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000078.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000078.html)

足していなかった。

当委員会は、東北新社が、申請当時、外資規制に抵触していることを認識していたかについて調査を行った。

ヒアリング結果によると、申請手を担当したメディア事業部のT1氏は、外資規制の要件を正確に理解しておらず、放送法93条1項7号ニの要件について、外国の法人または団体である1株主が議決権割合の5分の1以上を占めていなければよいと誤解しており、議決権を有する同号イからハまでに掲げる者が複数存在する場合にその議決権数を合計する必要があるとは考えていなかった。このため、T1氏の確認は、申請書添付の事業計画書の別紙(3)「主たる出資者及び議決権の数」<sup>35</sup>の記載を一覧し、「備考」欄に「外国法人」と記載された株主について、議決権割合の5分の1以上を占めていないことを確認するほか、当該時点までに提出されている大量保有報告書において議決権割合の5分の1以上を占めている株主がいなかったことを確認する限度で行われた<sup>36</sup>。この確認を経て、T1氏は、申請書の「欠格事由の有無」欄の「無」にチェックを記し、申請書を提出した。

申請当時、T1氏のほかに、欠格事由該当性についてチェックをした者はおらず、複数人でチェックする体制にもなっていなかった。また、他の部署が関与する体制にもなっていなかった。

当時の社内資料やメール等にも、外資規制の要件を充足していないことを認識していたことをうかがわせる記載は確認できなかった。

以上から、東北新社は、外資規制に抵触していることを認識しないまま、申請を行ったことが認められる。

## オ 審査及び認定

総務省は、2016（平成28）年10月19日、認定申請の受付結果を公表した<sup>37</sup>。これによれば、BS放送（左旋）を希望する申請者は4者（4番組）であり、うち、当該周波数のみを希望したものは2者（2番組）、当該周波数を第1希望としたものは1者（1番組）、当該周波数を第2希望としたものは1者（1番組）であった。東北新社は、当該周波数のみを希望していた（番組名：映画エンタテイメン

<sup>35</sup> 別紙(3)の記載は、放送法施行規則別表7の2号において定められているところ、「議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者」「について記載すること」とされている。東北新社が提出した2016（平成28）年10月17日付申請書添付の事業計画書別紙(3)は、この放送法施行規則の定めにしたがって作成されているところ、記載された「外国法人」の議決権割合を合計すると14.47%であった。

<sup>36</sup> T1氏は、東北新社が行ったヒアリング調査において、この別紙(3)に記載された「外国法人」の議決権割合を合計して20%以上ではないことを確認した旨説明していたが、当委員会において更にヒアリングを重ねたところ、上記本文記載のとおり「外国法人」が複数存在する場合にその議決権数を合計する必要があるとは考えていなかったため、議決権の合計まで確認はしていなかったとして、説明を改めた。

<sup>37</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000079.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000079.html)

トチャンネル 40 スロット、4K)。

電波監理審議会は、2017（平成 29）年 1 月 11 日の会議（第 1039 回）において、BS・東経 110 度 CS による 4K・8K 実用放送の業務等の認定についての諮問を受けて審査し、BS 放送（左旋）については、指定できる周波数が不足せず、絶対審査基準を適合するすべての申請者 4 者（4 番組）について認定することが適当との諮問を行った。なお、BS 放送（右旋）については、申請者が 6 者で、指定することのできる周波数が不足することから、比較審査が実施されたが、BS 放送（左旋）及び東経 110 度 CS 放送（左旋）のいずれも、指定できる周波数が不足せず、すべての申請者について認定することが適当との諮問がなされた。

この結果、東北新社は、2017（平成 29）年 1 月 24 日、BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定を受けた。

## カ 検討

総務省は、2012（平成 24）年頃から、4K・8K の早期普及を掲げてロードマップの策定及びフォローアップを行っており、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定した以降は、2018 年に BS 放送（左旋）において 4K・8K 実用放送を開始し、2020 年頃にはこれを拡充するというスケジュールのもと、4K・8K の普及を強く推進していたことが認められる。

他方、左旋は右旋と異なり受信環境に制約があることから、一部の先進的な事業者を除いて多くの民間放送事業者が参入するには障害があることも意識されていた。このため、認定の申請にあたっては、既存の衛星基幹放送事業者の参入を促す観点から、マスメディア集中排除原則の緩和も行われた。

にもかかわらず、実際に BS 放送（左旋）を希望する申請者は 4 者（4 番組）であり、指定することができるすべての周波数を指定しても周波数が不足しないことから、絶対審査基準を適合するすべての申請者について認定される結果となった。

このように、BS 放送（左旋）については、総務省の推進にもかかわらず参入を希望する事業者が多くは存在しなかったことが認められる。

東北新社の社内資料の記載においても、総務省の 4K・8K 放送の普及という目標が記載され、設備投資の金額が確定しない中、将来的な展開への布石として認定の申請をする判断を行った趣旨が記載されており、4K・8K 放送の普及推進という国の施策に協力するという判断を背景に申請を行った経緯が認められる。

以上の経緯を踏まえると、東北新社が認定に関して不当な働きかけを行ったことをうかがわせる事情は認められない。

### (3) 東経 110 度 CS 放送（右旋）に係る認定（2018（平成 30）年）

東北新社グループにおいては、2018（平成 30）年 5 月 11 日に、囲碁将棋チャンネル社及び東北新社 MS において、東経 110 度 CS 放送（右旋）に係る衛星基幹放送の業務の認定を受けている（【表 5】東北新社グループ認定等の経緯の 1-2-1、6-2-1）。以下、この認定に係る経緯について検討する。

#### ア フォローアップ会合

フォローアップ会合の中間報告では、110 度 CS 放送（右旋）のサービスにおいて、標準画質（SD）チャンネルが半数以上残存しており、視聴者のニーズに応える観点からも早期の高画質化（HD 化）が喫緊の課題であるとの指摘が記載され、伝送路（帯域）については、技術進歩の成果や経営環境の変化を勘案すれば現在の圧縮方式の下で使用スロット数の一定の圧縮が許容可能であることが関係業界における検証により明らかになっており、可能な限り早期に HD チャンネルの割合の向上を図る必要があると指摘された。

また、第二次中間報告では、関係者において、次期 110 度 CS 衛星打上げの機会を捉えて、必要となるトランスポンダの拡張に向けて技術的な検証が進められている旨が指摘された。

このような中、衛放協は、東経 110 度 CS 放送の画質評価会の実施等を経て、2017（平成 29）年 6 月 2 日、総務省宛に「110 度 CS 放送の高画質化の早期実現に関する要望書」を提出した。当該要望書においては、衛放協が 110 度 CS 放送全体の可能な限りの高画質化実現に向けて、プラットフォーム事業者と緊密に連携を図りながら既存放送事業者の理解促進を推進していくこと、画質評価会では HD 画質について 12 スロットでおおむね充分との結果を得たことが報告された。

#### イ 放送法施行規則等の一部を改正する省令案

総務省は、このような動きを踏まえ、2017（平成 29）年 6 月 21 日、東経 110 度 CS 放送（右旋）における衛星基幹放送の高画質化を推進するため、高精細度テレビジョン放送等に係る衛星基幹放送業務の認定に係る公募の実施に向けて、放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案を公表し、意見募集を開始した<sup>38</sup>。

具体的には、絶対審査、第一次比較審査、第二次比較審査の基準案が示され、第二次比較審査においては、まず、(I)既存 SD 番組の HD 化に係るものであって、申請者の既存番組から 12 スロット以上を廃止・削減する申請（12 スロットを申請

<sup>38</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000092.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000092.html)

スロット数とするものに限る)を優先し、次に、(Ⅱ)①既存SD番組のHD化に係る申請、②HD番組に係る申請、③既存SD番組の高画質化に係る申請、④その他の申請の順序で15項目を審査して総合評価するという審査基準案であった。

これに対し、合計9件の意見が提出されたが、おおむね賛成の意見が多く、意見を踏まえた改正案の修正は行われなかった<sup>39</sup>。

## ウ 東北新社グループにおける申請

東北新社グループにおいては、東北新社MSが14スロットを削減することを前提に12スロット(ザ・シネマHD)を、囲碁将棋チャンネル社が3.2スロットを廃止することを前提に6スロットを、それぞれ申請した。

なお、後述(Ⅱ第3の3(1)イ 承継の取締役会決議及びプレスリリース)するとおり、この申請に際して、東北新社グループは、比較審査基準において12スロット以上を廃止・削減する申請が優先されることを踏まえ、12スロット以上の削減を伴う申請を可能とすることを目的としてグループが運営に携わる衛星基幹放送の事業の認定を集約することとした。具体的には、東北新社MSが、SPET社(ザ・シネマ)、スーパーネットワーク社(Super! drama TV HD)及びファミリー劇場社(ファミリー劇場HD)から、それぞれの番組に係る衛星基幹放送の事業の認定を承継している。

## エ 審査及び認定

総務省は、2017(平成29)年9月22日から、東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定申請を受け付け、同年10月27日、認定申請の受付結果を公表した<sup>40</sup>。これによれば、HDTV番組を希望する申請者は12者(17番組)であり、SDTV番組を希望する申請者は4者(4番組)であった。

電波監理審議会は、2018(平成30)年4月6日の会議(第1051回)において、以下の審査についての諮問を受け、これを適当と認めた<sup>41</sup>。

審査において、まず、絶対審査基準について、1者(1番組)が欠格事由(外資規制)への抵触等のため認定拒否となった。

次に、第一次比較審査基準はすべての申請者が適合していたとされ、第二次比較審査基準の(Ⅰ)既存番組から12スロット以上を廃止・削減する申請(6番組)について、すべて認定することとされた。また、(Ⅱ)①12スロット未満の返上に

<sup>39</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000093.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000093.html)

<sup>40</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000095.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000095.html)

<sup>41</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/denpa\\_kanri/kaisai/02kiban01\\_04000113.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/kaisai/02kiban01_04000113.html)

係る既存 SD 番組の HD 化を図る申請（7 番組）についても、すべて認定することとされた。残り 30 スロットをめぐり、②HD 番組（12 スロット）の申請を行った 3 番組において比較審査を行い、2 番組を認定することとされた。その結果、6 スロットが残ったところ、③既存 SD 番組の高画質化に係る申請を行ったのは囲碁将棋チャンネル社だけであったため、同番組を認定することとされた。

## オ 検討

認定の結果、東北新社グループの申請については、以下のとおりとなった。

| 申請者名    | 番組名                | 申請                                                                                                             | 認定 |
|---------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 東北新社 MS | ザ・シネマ HD           | HDTV（12）<br>※以下を削減（計 14）<br>➤ ザ・シネマ（6）<br>➤ Super! drama TV HD<br>（16 から 12 へ）<br>➤ ファミリー劇場 HD<br>（16 から 12 へ） | 認定 |
| 囲碁将棋社   | 囲碁・将棋チャンネル<br>SDTV | SDTV（6）                                                                                                        | 認定 |

※カッコ内はスロット数

【表 7】2017（H29）東北新社グループ申請結果

【表 7】2017（H29）東北新社グループ申請結果記載のとおり、東北新社 MS の申請については、比較審査基準による審査において優位が認められた結果、認定されたものである。具体的には、（I）既存 SD 番組の HD 化に係るものであって、申請者の既存番組から 12 スロット以上を廃止・削減する申請（12 スロットを申請スロット数とするものに限る）を優先するという比較審査基準を充足すると判断されたものであるところ、審査においては、当該比較審査基準を充足する申請すべてが認定されている。

次に、囲碁将棋チャンネル社については、比較審査基準に基づき審査を行う経過の中で、指定することができる周波数が残り 6 スロットとなり（HD 番組には 12 スロットが必要）、既存 SD 番組の高画質化に係る申請を優先する比較審査基準に基づき、認定された経緯が認められる。

このような経緯において、東北新社グループが認定に関して不当な働きかけを行ったことをうかがわせる事情は認められない。

### 3 認定基幹放送事業者の地位の承継について

BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定について、当該認定の申請時及び認定時において、外資規制に抵触していたとされ、当該認定を承継している東北新社 MS は、2021（令和 3）年 5 月 1 日付で当該認定を取り消された。

当委員会は、この経緯を踏まえ、当該認定及び当該認定の承継の手続に関し、東北新社から総務省職員に対する不当な働きかけが行われたかについても検討を行った。以下、特に指摘がない限り本項における日付はいずれも 2017（平成 29）年のものである。

#### （1）承継に至る経緯

##### ア BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定について

認定当時、BS 放送（左旋）については、総務省の推進にもかかわらず参入を希望する事業者が多くは存在しておらず、東北新社は、4K・8K 放送の普及推進という国の施策に協力するという判断を背景に申請を行った経緯が認められる（上記Ⅱ第 3 の 2（2）カ 検討）。

##### イ 承継の取締役会決議及びプレスリリース

総務省は、6 月 21 日、高精細度テレビジョン放送等に係る衛星基幹放送業務の認定に係る公募の実施に向けて、放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案を公表し、意見募集を開始したところ、当該審査基準案においては、既存 SD 番組の HD 化に係るものであって、申請者の既存番組から 12 スロット以上を廃止・削減する申請（12 スロットを申請スロット数とするものに限る。）を優先するという内容の第二次比較審査基準が盛り込まれた（上記Ⅱ第 3 の 2（3）イ 放送法施行規則等の一部を改正する省令案）。

これを踏まえ、東北新社は、複数番組を保有する放送事業者が審査にあたり第二次比較審査基準（12 スロット以上を廃止・削減する申請を優先する。）において有利となるとの判断のもと、東北新社グループ等における東経 110 度 CS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定を東北新社に集約することを企図し、会社分割により東北新社に承継させることとした。

東北新社は、7 月 28 日、取締役会において、SPET 社、スーパーネットワーク社及びファミリー劇場社から、東経 110 度 CS 放送に係る事業を簡易吸収分割の方

法により承継する旨を決議し、その旨のプレスリリースを行った<sup>42</sup>。

## ウ 外資規制抵触の判明

東北新社が外資規制に抵触する場合、東北新社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割による承継の認可は認められない（放送法 98 条 6 項、3 項、93 条 1 項 5 号）。そうすると、東北新社は、上記（Ⅱ第 3 の 3（1）イ 承継の取締役会決議及びプレスリリース）の時点において、自社が外資規制に抵触することを認識していなかったと考えるのが自然である<sup>43</sup>。

加えて、当委員会は、東北新社がどの時点で外資規制に抵触する可能性を認識したかについての事実確認を要するものと判断し、その調査を行ったところ、以下の事実が認められた。

### （ア）8 月 4 日（金）

認定の承継の申請手続を準備していたメディア事業部 T1 氏は、総務部 T6 氏宛（cc に三上前取締役及び T2 氏）に、8 月 4 日午後 1 時 5 分、「放送法、外資規制 根拠条文を送付いたします」という表題で、同承継が外資規制に抵触する可能性を指摘し、顧問弁護士や信託銀行等専門家に相談してほしい旨のメールを送信した。

これを受け、T6 氏は、信託銀行に株主の状況に関して照会するとともに、顧問弁護士に対してメールで相談を行った。また、T6 氏は、同日午後 9 時 23 分、総務部の上司である T4 氏及び T5 氏に対し、「外資規制に関する報告」という表題でメールを送信し、「かなり深刻な事態になるかもしれない」、「当社は放送法で定められている『外国人の議決権比率 20%』を超えており、何らかの手を打たなければならなくなる可能性が高い」と報告した。

### （イ）8 月 7 日（月）

三上前取締役は、8 月 7 日午前、メディア事業部の T1 氏に対し、状況を整理した上で報告するよう求めた。これを受け、T1 氏は、午後 0 時 4 分、承継申請の手続を準備する中で外資規制について改めて確認したところ東北新社が外資規制に抵触することが判明したので経緯や原因、対策案を報告するとして、顧問

<sup>42</sup> <https://ssl4.eir-parts.net/doc/2329/tdnet/1499466/00.pdf>

<sup>43</sup> 東北新社が 2016（平成 28）年 10 月に行った BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定の申請時（上記Ⅱ第 3 の 2（2）エ（イ）外資規制への抵触について参照）において外資規制に抵触していた可能性について、当時問題意識を持って社内でも検討された形跡は見当たらなかった。

弁護士や信託銀行のコメントを記載した報告書面を添付して、三上前取締役宛にメール送信した<sup>44</sup>。

#### **(ウ) 8月15日(火)**

故植村元社長及び二宮前社長は、8月15日午前10時、三上前取締役から、東北新社が外資規制に抵触することについての報告を受けた<sup>45</sup>。この会議には、木田前執行役員及び岡本元取締役も同席した。「外資規制への対応について」という会議資料が作成され、対応等が記載された。

この会議において、吸収分割を中止した上で子会社を吸収分割承継会社とするスキームに変更することとなった旨のプレスリリースの準備することが決まった。

同日、T6氏は、司法書士に対し、新会社設立の場合と既存子会社による承継の場合と2パターンについてスケジュールを相談した。

#### **(エ) 8月16日(水)**

東北新社は、8月16日付プレスリリースを行い、経営効率の向上の観点から再検討した結果、7月28日付で開示した簡易吸収分割を中止し、子会社または関連会社を吸収分割承継会社とすべくスキームを見直すこととなった旨を開示した<sup>46</sup>。

#### **(オ) 小括**

以上の経過から、東北新社は、8月4日に外資規制に抵触する可能性を担当者において認識し、社内検討及び外部専門家への相談を踏まえ、8月15日の故植村元社長及び二宮前社長を含めた会議を経て、8月16日に簡易吸収分割を中止する旨のリリースを行ったことが認められる。

したがって、東北新社は、8月15日時点において自社が外資規制に抵触することを明確に認識したものであるといえる。

### **エ 認定の承継に関する取締役会決議**

---

<sup>44</sup> 当時、この報告書面が故植村元社長及び二宮前社長を含め社内でも共有されたことは確認できなかった。

<sup>45</sup> T1氏の三上前取締役宛報告から1週間経過後に会議が設定されたのは、その間に関係者が一堂に会するスケジュール調整がつかなかったという経緯が認められた。

<sup>46</sup> <https://ssl4.eir-parts.net/doc/2329/tdnet/1509420/00.pdf>

東北新社においては、8月20日、故植村元社長から各取締役に対し、新会社として東北新社MSを設立する（設立予定日同年9月1日）旨の決議を目的事項とする提案がなされ、同月23日、取締役会決議があったものとみなされた。

東北新社は、8月31日、取締役会において、東北新社グループ（スーパーネットワーク社、ファミリー劇場社）及びSPET社が有する東経110度CS放送に係る事業、東北新社が有するBSザ・シネマ4K（左旋）の認定に係る事業を、いずれも新会社に承継させる旨の認定の承継の認可の申請を行う旨を報告した。

また、東北新社においては、9月5日、故植村元社長から各取締役に対し、東北新社が有する東経110度BS放送に係る事業を東北新社MSに承継させる旨の吸収分割契約を締結する旨の決議を目的事項とする提案がなされ、同日、取締役会決議があったものとみなされた。東北新社は、同日、その旨の開示を行った<sup>47</sup>。

## オ 認定の承継の申請及び認可

東北新社MSは、9月11日付で基幹放送の業務認定承継認可申請書を提出した。当該認可申請は、10月14日付で認可された。

## （2）総務省への報告

東北新社中島社長は、2021（令和3）年3月15日参議院予算委員会及び翌日の衆議院予算委員会において、2017（平成29）年8月9日頃に、木田前執行役員が総務省情報流通行政局総務課長（当時。以下「情流局総務課長」という。）に対し、東北新社が外資規制に抵触するおそれがあることを報告した旨答弁を行った。これに対し、情流局総務課長は、2021（令和3）年3月16日の衆議院予算委員会において、そのような報告を受けたという事実の記憶は全くない旨の答弁を行った。

当委員会は、認定の承継の経緯において東北新社から総務省職員に対する不当な働きかけが行われたどうかの判断にあたり、総務省への報告の有無についても調査する必要があると判断し、この点についても、メールを含む社内資料のほか、関係者ヒアリングを実施し、検討を行った。

## ア 三上前取締役のメール

三上前取締役は、8月9日午前10時6分、T1氏及びT2氏宛に、外資規制に関して木田前執行役員が総務省に内々ヒアリングした結果、東北新社は認定を持つことができないとのことであり、承継先を変更する必要があるため、手続の変更の

<sup>47</sup> <https://ssl4.eir-parts.net/doc/2329/tdnet/1512723/00.pdf>

準備をするよう指示するメール（以下「8月9日三上メール」という。）を送信した。

## イ 8月15日（火）の会議資料

三上前取締役が故植村元社長及び二宮前社長に対して報告を行った8月15日の会議では「外資規制への対応について」という会議資料が使用された。

この会議資料には、東北新社のBS ザ・シネマ4K（左旋）の認定を東北新社の100%子会社へ承継することについて、情流局総務課長に確認済みであり、今後は情流局総務課長及び衛地課長であったS4氏との間で進めることも確認済みであること等が記載されている。

## ウ 8月18日（金）の総務省訪問

木田前執行役員は、8月17日（木）、三上前取締役に対し、翌18日に当時の衛地課長であったS4氏に報告に行くので一緒に行かないかと誘うメールを送信した。木田前執行役員は、翌18日（金）午前10時50分、三上前取締役に対し、S4氏の予定は午後4時過ぎであれば大丈夫なので、午後4時30分でどうかと誘うメールを送信した。これに対し、三上前取締役は、了解との返信をしている。

三上前取締役は、8月18日に「総務省打ち合せ」のため東北新社から霞が関にタクシー移動した交通費を精算している。

三上前取締役は、8月21日（月）午前11時27分、メディア事業部のT1氏、T2氏及びT3氏に対し、S4氏から「4Kの承継も速やかにやってほしい」旨の連絡を木田前執行役員が受けたので、準備を進めるよう指示するメールを送信した。

T1氏は、8月21日午前12時36分、総務部のT5氏及びT6氏宛に、先週金曜日18日に木田前執行役員及び三上前取締役が総務省で相談した結果を聞いた旨及び追加で「4K」も速やかに承継してほしいとの連絡があった旨を報告するメールを送信した。

## エ T6氏と顧問弁護士のメールのやり取り

総務部のT6氏は、顧問弁護士に対し、東北新社の100%子会社を吸収分割承継会社とする分割スキームになったことを伝えるとともに、分割契約書について相談を行った。この相談に関するメールのやり取りにおいて、顧問弁護士は、BS ザ・シネマ4K（左旋）の認定について、吸収分割承継会社で新たに認定を受ける代わりに承継の手続を利用していることになるが、その点を総務省は問題にしてい

ないのかとの質問をしている。これに対し、T6氏は、総務省に問題ない旨確認を得ている旨の返信をしている。

## オ 小括

以上のメール等の内容を踏まえると、東北新社は、少なくとも、①8月9日三上メール送信時までに、木田前執行役員において、情流局総務課長に対し、外資規制抵触の可能性について何らかの報告を行ったこと、②8月18日、木田前執行役員及び三上前取締役において、S4氏に対し、外資規制への抵触を前提とした承継について何らかの報告・相談を行ったと認定することが合理的である。

なお、ヒアリング結果によれば、木田前執行役員は、外資規制抵触の可能性が判明した後に、まず当時の衛地課長のS4氏に報告することを考え、同氏に電話をしたところ夏期休暇中であったため、情流局総務課長（元衛地課長）に報告することとし、総務省の総務課長室にて面談したとのことであった。もっとも、当委員会では、木田前執行役員がまずS4氏ではなく情流局総務課長に報告を行った理由について、ヒアリング結果を裏付ける明確な資料を確認することができなかった。また、8月18日については、木田前執行役員及び三上前取締役とも、明確な記憶がないが、メールのやり取り等からすれば、実際にS4氏と面談したことは間違いないと思われるとのことであった。

もっとも、上記①及び②において、情流局総務課長またはS4氏から、具体的な指南を受けたことは確認できなかった。

ヒアリング結果によると、当時、木田前執行役員は、総務省の考え方の方向性を探りつつ、それに沿うように進めるほかないと考えていたということである。そして、情流局総務課長への報告時においては、木田前執行役員は、東北新社が外資規制へ抵触していることを口頭で伝え、情流局総務課長から、外資規制に抵触している事業者が認定基幹放送事業者として業務を行うことができないとの示唆を受けたため、BSザ・シネマ4K（左旋）の認定の承継も含めて検討しなければならないと考えたということであった。また、S4氏への報告・相談時においては、東北新社の外資規制への抵触を前提として、主として東経110度CS放送に係る認定の承継に関して報告・相談し、後日、S4氏からBSザ・シネマ4K（左旋）の認定についても速やかに承継してほしいとの連絡を受けたのだと思うとのことであった。このようなヒアリング結果は、東北新社内の上記メールのやり取り等とも整合する。

### （３）外資規制抵触が判明した後の会食

当委員会は、調査の過程において、外資規制抵触の可能性が判明した8月4日以

降、近接する時期において会食がなされたことを認めたことから<sup>48</sup>、これらの会食において東北新社から不当な働きかけがなされたかについて、個別に検討を行った。

## ア 8月28日の会食

木田前執行役員及び岡本元取締役は、8月28日、S4氏と会食を行っている。

この会食は、元々、S4氏が7月の異動により衛地課の課長に就任したことを祝うため、木田前執行役員がS4氏を夜の会食に誘ったことを契機として設定された。その日程調整は、7月24日から同月27日までの木田前執行役員とS4氏との間のメールのやり取りでなされている。

東北新社が外資規制抵触の可能性を認識する端緒となったのが8月4日のT1氏のメールであることからすると、この会食が設定された当時、S4氏はもとより、木田前執行役員も、外資規制について何らの問題意識を有していなかったと考えられる。したがって、この会食は、外資規制に関して何らかの働きかけを行うことを目的として設定されたものとは認められない。

また、木田前執行役員または岡本元取締役とS4氏との間の会食前後のメールのやり取りにおいて、外資規制に関して記載された例は確認できなかった。

しかし、会食が行われた8月28日当時、東北新社は、8月16日付プレスリリースの内容のとおり承継のスキーム変更をすることとして準備を進めていた時期であることから、当該会食において、認定の承継に関する話題が一切なされなかったとは考え難い。

また、ヒアリング結果によれば、この会食時、認定の承継に関する話題を含め、どのような会話がなされたかは記憶に残っていないとのことであったが、上記メールのやり取りから振り返ると、その際にプロ野球の話が盛り上がり、東北新社が東京ドームのシートを契約していることが話題となって、その話の流れで、チケットがあればS4氏に譲る趣旨の話になったと思うということであった。実際、東北新社では、取引先に交付すること等を目的として、東京ドーム年間シートの契約をしているが、後日S4氏にチケットが交付されたことが確認された。

## イ 9月27日の三上前取締役と木田前執行役員のメールのやり取り

三上前取締役は、9月27日、木田前執行役員に対し、S4氏に謝意を伝える機会を相談するメールを送信している。このメールのやり取りにおいて、三上前取締

---

<sup>48</sup> なお、これらの会食は、中間報告及び中島社長の国会答弁後にデジタルフォレンジックを含め資料の精査を進める中で判明したものである。これらの資料は東北新社から任意に提出されたものであり、証拠の破棄、隠匿等は特段認められなかった。

役は、審査中は夜の会食を誘うことは出来ないとの認識を示している<sup>49</sup>。これに対し、木田前執行役員は、徳島で開催される 4K 祭り<sup>50</sup>に行けば会えるだろうとの冗談を返信している。

このやり取りから、三上前取締役及び木田前執行役員は、少なくとも総務省が審査を行っている期間中に当該審査の所掌部署の総務省職員と会食を持つことが適切でないこと、または総務省職員も応じないことについて、認識していたことが認められる。

## ウ 9月27日の会食

木田前執行役員は、9月27日、S3氏（当時の官房審議官（情報流通行政局担当））と会食を行った。

この会食がどのような経緯で設定されたものかについて、明確に判断できるメールは確認できなかった。また、木田前執行役員のヒアリング結果においても、この会食がどのような経緯で設定されたか、認定の承継に関する話題を含め、どのような会話がなされたかの詳細な記憶は残っていないとのことであった。

もっとも、木田前執行役員は、同日昼間に、三上前取締役との間で、審査期間中に所掌部署の総務省職員と会食を持つことが適切でないことを前提とするメールのやり取りを行っていることを踏まえると、少なくとも、外資規制や東経110度CS放送に係る認定申請（上記Ⅱ第3の2（3）ウ 東北新社グループにおける申請）に関して、木田前執行役員が単独で、あえてS3氏に対して何らかの働きかけを行うことを目的として設定されたものとは考えにくい。

しかし、会食が行われた時期は、東北新社MSが9月11日付で認定の承継認可申請書を提出した約2週間後であり、5日前には東経110度CS放送に係る認定申請が開始した時期であったことを踏まえると、当該会食において、認定の承継や東経110度CS放送に係る認定申請に関して話題に上り、会話されたと考えるのが自然である。

## （4）ヒアリング結果

当委員会は、外資規制抵触の可能性が判明した後のBSザ・シネマ4K（左旋）の認定の承継に関し、東北新社から不当な働きかけがなされたかについてヒアリング

<sup>49</sup> このメールのやり取りにおける審査は、2017（平成29）年9月22日から受付が開始された東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定申請（上記Ⅱ第3の2（3）ウ 東北新社グループにおける申請）をいうものと考えられる。

<sup>50</sup> 2017（平成29）年11月25日から徳島で開催された「4K徳島国際映画祭2017」のことと考えられる。

を行った。

三上前取締役のヒアリング結果によれば、当時の経緯について具体的な記憶はないものの、外資規制抵触の可能性に関する総務省との対応は基本的には木田前執行役員に委ねるほかないが、三上前取締役自身は、特に7月28日にプレスリリースをした東経110度CS放送に係る認定の承継手続のスキーム変更を早急に検討し、その後には予定されている認定の申請（上記Ⅱ第3の2（3）ウ **東北新社グループにおける申請**）に間に合うようにしなければならないと強く意識しており、他方で、BSザ・シネマ4K（左旋）の認定に関しては十分に意識していなかったとのことである。実際、T1氏等のメディア事業部の職員や、T6氏等の総務部の職員は、スキーム変更に関する司法書士や顧問弁護士への連絡、官報公告の手続等を中心に対応していたことが認められる。そして、三上前取締役は、東北新社のミスにより、予定したスキームを急遽変更することになり、総務省職員に手間を取らせる結果となったことから、迷惑をかけたことに対するお詫びや、結果的にCS放送に係る認定の承継スキームも含めて進める事ができたことについての謝意を、S4氏等に伝える機会をうかがっていたとのことであった。この点は、三上前取締役と木田前執行役員とのメールのやり取りとも整合する。

木田前執行役員のヒアリング結果によれば、当時の経緯について詳細な記憶はないものの、東北新社が外資規制に抵触する可能性を認識した当時、①東北新社が有するBSザ・シネマ4K（左旋）の認定をどうするか、②東北新社が予定していた東北新社グループの東経110度CS放送に係る認定の承継手続をどうするか、という2つの問題があることを認識したとのことである。木田前執行役員としては、このうち後者については、スキーム変更すれば足りる話で、東北新社の実務担当職員において対応すべき問題であり、前者については、BSザ・シネマ4K（左旋）の認定当時、BS左旋は総務省の推進にもかかわらず参入を希望する事業者が多くは存在せず、東北新社も国の施策に協力するという判断を背景に申請したという経緯等（上記Ⅱ第3の2（2）**BS4K放送（左旋）に係る認定（2017（平成29）年）**）を踏まえると、BSザ・シネマ4K（左旋）の認定取消しといった事態に至る可能性はないだろうと考えていたとのことである。もっとも、木田前執行役員としては、いずれにせよ総務省の判断に委ねるべきとの判断から、つながりのある総務省の幹部職員に状況を伝え、総務省の考え方の方向性を探りつつ、東北新社としてそれに沿うように進めるほかないと考えており、東北新社側から不当な働きかけを行ったことはないとのことである。

そして、S4氏との8月28日の会食についても、従前から予定していた課長就任祝いに過ぎず、プロ野球のチケットも、プロ野球好きの取引先に交付するのと同様の軽い感覚だったということであり、不当な働きかけの対価として行ったものではないとのことである。また、S3氏との9月27日の会食についても、通常の懇親の

趣旨で設定したに過ぎず、不当な働きかけの対価として行ったものではないとのことである。

## (5) 評価

東北新社は、2017（平成 29）年 8 月 15 日に、当該時点において外資規制に抵触していることを明確に認識したものであるところ、このことを認識した後、総務省に対し書面等の記録に残る報告を行っていない。もっとも、この点については、東北新社内部の主な関心が承継スキームの変更にあったこと、対応した木田前執行役員が BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定の経緯を踏まえて総務省にできる限り迷惑をかけないように、その意向をうかがう趣旨で口頭報告にとどめ、総務省の考え方を探るといった対応をとったこと自体は不合理とまではいえないことから、書面等による報告をしなかったことをもって、不当な働きかけを行う意図があったものと認めることはできない。

また、① 8 月 9 日三上メール送信時までに行われた報告時及び② 8 月 18 日の報告・相談時においても、東北新社から不当な働きかけを行ったことは確認できなかった。

東北新社は、その後、木田前執行役員を中心に、S4 氏等との会食を持っている。しかし、S4 氏との会食が課長就任祝いの趣旨で外資規制の問題が発覚する前から設定されていたこと、メールのやり取りを見る限り、東北新社側で夜の会食に誘うことについて一定の配慮を持っていたこと、会食時期は承継に関する方向性が既に一定程度定まった 8 月 21 日以降であること等の事情が認められ、他方で、当該会食が、認定の承継について不当な働きかけを行うために設定されたことを示す事情は認められなかった。

また、当時の経緯（上記Ⅱ第 3 の 2（2）BS 4K 放送（左旋）に係る認定（2017（平成 29）年））を踏まえると、木田前執行役員を含む東北新社の役職員が、BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定取消しに至る可能性はないだろうと考えたことも不合理とはいえない。そして、総務省から認定の取消しを示唆されたという事情も見当たらないことからすると、東北新社において、認定の取消しを避けるために承継について不当な働きかけを行う強い必要性、動機があったことは認められない。

しかし、会食において、少なくとも認定の承継や東経 110 度 CS 放送に係る認定申請に関して話題が上がったと考えるのが自然であることからすると、東北新社において、上記会食の際に、昼間の打合せ等では得ることのできない情報等を取得できるのではないかと期待していたとの疑念を持たれる可能性があったことは否定できない。プロ野球のチケットについても、会食前に予め準備したものではなく、プロ野球談議が高じた流れで交付された経緯からすると、S4 氏に対しても私企業であ

る取引先と変わらぬ感覚で対応していたに過ぎない実態がうかがわれるものの、この時期・相手に対して、そのような対応をすることが、第三者から不当な働きかけの対価と評価される可能性があることに全く思い至らなかった点は軽率に過ぎ、当委員会としても驚きを禁じ得ない。これらを踏まえると、上記会食は、国家公務員倫理法令に照らし、コンプライアンス上重大な問題があるものと考えられる。

#### 4 スターチャンネル社における放送事項の変更について

スターチャンネル社は、2020（令和2）年3月11日に、東経110度CS放送に係る衛星基幹放送の業務の認定について、放送事項の変更の許可を受けている（【表5】東北新社グループ認定等の経緯の4-1-2、4-2-3）。以下、この許可に係る経緯について検討する。

##### （1）放送事項変更の検討及び申請

スターチャンネル社は、衛星基幹放送事業者として、東経110度BS放送（右旋）において、スターチャンネル1から3までの3番組において映画等を放送してきた。2015（平成27）年以降、外資系を含む多数のインターネット動画配信プラットフォームが登場し、映画だけでなくドラマを含め多様なコンテンツを配信するインターネット動画配信サービスが進展する中、スターチャンネル社は、視聴者ニーズによりの確に対応する観点から、放送事項の変更の検討を行った。具体的には、従来は、洋画については日本語吹き替え版のみとしていたものを、字幕版や海外ドラマ、関連するドキュメンタリーの放送も含めて可能とする等の変更を行うことを検討した。

このような検討を経て、スターチャンネル社は、2020（令和2）年2月26日、以下の放送事項の変更について許可申請を行った。

| スターチャンネル1（BS第54号）                   |                                              |
|-------------------------------------|----------------------------------------------|
| 変更前                                 | 変更後                                          |
| 娯楽（映画）<br>その他（放送番組の予告等）<br>災害に関する事項 | 娯楽（主に映画、その他ドラマ）<br>その他（放送番組の予告等）<br>災害に関する事項 |
| スターチャンネル3（BS第74号）                   |                                              |
| 変更前                                 | 変更後                                          |
| 映画（主としてハリウッドメジャー系制作会社の作品のうち「新作」を    | 映画（主として吹替の洋画）、その他関連するドキュメンタリー、海外             |

|                   |      |
|-------------------|------|
| 中心とする洋画)の日本語吹き替え版 | ドラマ等 |
|-------------------|------|

※下線が変更部分

【表8】スターチャンネル社放送事項の変更

## (2) 審査及び許可

電波監理審議会は、2020（令和2）年3月11日の会議（第1073回）において、スターチャンネル社の放送事項の変更の許可の申請に関し、以下の審査についての諮問を受け、これを適当との答申を行った<sup>51</sup>。

具体的には、放送法関係審査基準9条に基づき、認定の際の絶対審査基準への適合性に加え、衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかを審査し、スターチャンネル社の申請が、絶対審査基準に適合し、現行の放送事項の内容を大幅に変えることなく、番組内容の一層の充実を図ろうとするものであり、同一性が失われるものではないと認められる、との審査を行った。電波監理審議会においては、委員から、「業務の同一性の判断なんですけれども、今回は娯楽という大きなくくりの中に映画とドラマということで、比較的わかりやすいかなという気はいたします…」との発言がなされた。

## (3) 評価

以上の経緯から、東北新社の役職員が、放送事項の変更に関し、総務省職員に対して、不当な働きかけを行ったことをうかがわせる事情は認められない。

## 5 東北新社グループにおける認定の更新について

東北新社グループにおいて受けた認定の更新のうち、2012（平成24）年以降のものは以下のとおりである。

| 社名          | 更新日            |
|-------------|----------------|
| 囲碁将棋チャンネル社  | 2017(H29)/2/23 |
| スーパーネットワーク社 | 2017(H29)/2/23 |
| ファミリー劇場社    | 2017(H29)/2/23 |
| スターチャンネル社   | 2014(H26)/6/17 |

<sup>51</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_sosiki/singi/02kiban01\\_04000141.html](https://www.soumu.go.jp/menu_sosiki/singi/02kiban01_04000141.html)

|  |                   |
|--|-------------------|
|  | 2015 (H27) /12/15 |
|  | 2019 (R 元) /6/17  |
|  | 2020 (R2) /12/15  |

【表 9】更新日一覧

## (1) 認定の更新について

5年ごとに行われる衛星基幹放送の業務の認定の更新においては、令和元年改正前はマスメディア集中排除原則（放送法 93 条 1 項 5 号）の適合性のみが審査され、これに適合していないと認める場合を除き、その更新が行われる（上記Ⅱ第 3 の 1（2）衛星基幹放送の業務の認定の更新）。

このように、一旦認定を受けて事業参入すれば、原則として当該認定が更新される仕組みとなっているところ、この背景としては、右旋帯域についても比較的潤沢に新たな利用可能帯域が生じてきたという経緯があり、また、衛星放送という新たなメディアの普及を促進するため、番組（チャンネル）の継続性を重視するという観点から既に参入した事業者の認定更新に際して過度の負担を課さないという考え方に基づいて制度設計されたことによるとされる<sup>52</sup>。

令和元年改正では、右旋帯域について新たな利用可能帯域は容易に見込めない状況にある一方、潜在的な新規参入要望も相当程度あるとの想定のもと、認定、5年ごとの認定の更新いずれについても、帯域が有効活用される、あるいはされてきたかを検証することが適当との考え方から、周波数使用基準への適合性（放送法 93 条 1 項 4 号）も審査することとされた<sup>53</sup>。もともと、令和元年改正後も、衛星基幹放送の業務の認定の更新は、電波監理審議会への諮問事項とはされていない（放送法 177 条 1 項 2 号参照）。

以上を踏まえると、東北新社グループにおける認定の更新についても、当該時点において、マスメディア集中排除原則（令和元年改正後は、これに加えて周波数使用基準）の適合性が認められれば、更新がされたものといえる。

## (2) 適合性について

### ア マスメディア集中排除

<sup>52</sup> 2018（平成 30）年放送を巡る諸課題に関する検討会「第二次取りまとめ」82 頁〔未来像 WG「衛星放送の未来像」部分〕

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000616359.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000616359.pdf)

<sup>53</sup> 2020（令和 2）年 3 月 31 日から施行（放送法の一部を改正する法律の施行日を定める政令（政令第 197 号））。

マス排省令 8 条は、放送法 93 条 1 項 5 号柱書ただし書の委任を受け、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例の通則を定めている。

このうち衛星基幹放送については、申請者等が衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダ数の合計が 4 を超える場合、超高精細度テレビジョン放送及び同放送以外について、それぞれ使用するトランスポンダの数の合計が 4 を超えないこと、という要件が定められている<sup>54</sup>。

## イ 周波数使用基準

周波数使用基準省令 3 条は、放送法 93 条 1 項 4 号の委任を受け、衛星基幹放送の業務に係る周波数の使用に関する基準を定めている。具体的には、伝送方式及びテレビジョン放送に応じ、上限となるスロット数が定められている<sup>55</sup>。

## (3) 評価

東北新社グループにおける各社は、認定の更新時、必要な申請書を提出し、これを踏まえて総務省において上記各省令の定める要件の適合性が判断され、更新の許可を受けたものであるところ、当時、これらの要件の適合性を欠いていたという事情は認められない。

以上から、東北新社の役職員が、認定の更新に関し、総務省職員に対して、不当な働きかけを行う動機は認められない。

## 6 衛星料金の低減化（未来像に関するワーキンググループ報告書）について

東北新社は衛放協に加盟しているところ、衛放協が総務省における「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」（以下「未来像 WG」という。）<sup>56</sup>において衛星料金の低減化を求め、未来像 WG 報告書にその趣旨の内容が盛り込まれたことと、東北新社の役職員が総務省職員と会食を行ったこととの関係を指摘する報道が見られた<sup>57</sup>。

<sup>54</sup> 現在のマス排省令が施行される以前の基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令（平成 23 年 6 月 29 日号外総務省令第 82 号）4 条は、衛星基幹放送の業務に使用するトランスポンダの数の合計が 4 を超えない場合、と定めていた。

<sup>55</sup> 周波数使用基準省令は、2019（令和元）年 12 月 15 日から開始された意見募集の結果を踏まえ、2020（令和 2）年 2 月 5 日の電波監理審議会への諮問を経て制定されたものである。電波監理審議会においては、委員から、「パブリックコメントをざっと見させていただきましたところ、…押しなべて業者からも納得性が高い内容であったとうかがわれますので、全くよろしいんじゃないかと思います。」との意見が出された。

<sup>56</sup> 未来像 WG は、「放送を巡る諸課題に関する検討会 放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」の下に設置される会合であり、我が国の衛星放送を取り巻く現状と課題を整理するとともに、放送の高度化に伴う衛星放送の将来的な在り方等について検討することを目的とする。

<sup>57</sup> たとえば、2021（令和 3）年 2 月 19 日付朝日新聞朝刊。

当委員会は、未来像 WG の検討に関して、東北新社から総務省職員に対する不当な働きかけが行われたかについても検討を行った。

## (1) 未来像 WG における検討経過

### ア 第 1 回報告書案（2018（平成 30）年 5 月 18 日）までの検討

総務省は、2015（平成 27）年 10 月 23 日、放送に関する諸課題について中長期的な展望も視野に入れつつ検討することを目的として「放送を巡る諸課題に関する検討会」（以下「諸課題検討会」という。）を開催することを公表した。

諸課題検討会は、2017（平成 29）年 12 月 25 日、同月 8 日の閣議決定を踏まえ、放送事業の未来像を見据えて放送用に割り当てられている周波数の有効活用等について分科会を設置して検討を行い、2018（平成 30）年夏頃までに一定の取りまとめを得ることとした<sup>58</sup>。これを受け、2018（平成 30）年 2 月 8 日、未来像 WG が開催された<sup>59</sup>。

2018（平成 30）年 5 月 18 日の第 5 回未来像 WG において取りまとめられた報告書案<sup>60</sup>（以下「第 1 回報告書案」という。）には、おおむね以下のような内容が盛り込まれた。まず、右旋帯域については、BS 放送及び東経 110 度 CS 放送のいずれについても帯域の有効活用の検証が必要であることが指摘された。そして、東経 110 度 CS 放送の右旋帯域については、2018（平成 30）年 4 月の認定において HD 放送を 12 スロットで実施することとされたことを踏まえ、当面はこの基準で有効活用を検証することが適当であること、BS 放送の右旋帯域については、東経 110 度 CS 放送とは異なる事業実態があり一律 12 スロットによる HD 放送の実施を求めることは適当でなく、まずは既存の SD 番組の HD 番組への移行を希望する者を優先しつつ、HD 番組のさらなる画質向上については、新規参入によるコンテンツの多様化を優先することが適当であるとされた。他方、左旋帯域については、BS 放送及び東経 110 度 CS 放送のいずれについても、受信環境の問題から、利用可能帯域が存在する状況で、逼迫状態である右旋帯域とは逆の状況にあり、一朝一夕に解決する問題ではないため地道な努力が必要であると指摘された<sup>61</sup>。

<sup>58</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/housou\\_kadai/02ryutsu07\\_04000178.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/02ryutsu07_04000178.html)

<sup>59</sup> 伊東晋東京理科大学理工学部教授を主査とする合計 9 名の構成員のほか、合計 4 名のオブザーバー（衛放協、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般社団法人放送サービス高度化推進協会）が出席し、総務省からは、大臣政務官、総務審議官、情報流通行政局長以下複数名の担当官が出席していた。

<sup>60</sup> 同報告書案は、諸課題検討会における「第二次取りまとめ」として取りまとめられ、意見募集を経て、2018（平成 30）年 9 月 28 日に公表された。

<sup>61</sup> 小林総務大臣政務官から、「本報告書案においては、既存の事業者がこれまで果たしてきた役割を評価するとともに、右旋と左旋の役割分担が明確に定義されており、このような点が改めて世の中にメッセージとして出されるということは、既存事業者の価値を高め、かつ、改めて衛星放送の魅力を広く伝えることにより新規参入を促すという点において、非常に価値があることだと思っている」等の総括がなされ

## イ 衛放協会員各社によるスロット返上

第1回報告書案において、右旋帯域が逼迫状態であること、とりわけBS右旋帯域については新規参入を促しコンテンツの多様化による帯域の有効活用を図る方向性が示されたことを踏まえ、衛放協会員各社は、既存のスロットの返上の検討を行った。

東北新社においても、故植村元社長は、2018（平成30）年8月22日、総務省情報流通行政局長（当時）の訪問を受け、東北新社グループにおいて有するBS放送（右旋）の認定に係るスロットを自主的に返上することの検討依頼を受けた。この依頼を受け、東北新社は、社内検討を経て、スターチャンネル社が有するBS放送（右旋）の認定（BS第54号、第74号、第75号）に係るスロットのうち合計5スロットを自主的に返上することとした。

このような経緯を経て、東北新社を含む衛放協会員各社は、衛放協を通じて、合計42スロットの帯域を自主的に返上する旨を総務省に報告した。

これを受け、総務省は、2018（平成30）年11月22日、返上に係る右旋帯域のほか、従来から使用可能となっている左旋帯域について、新規参入等に係る公募を行う予定である旨を公表した<sup>62</sup>。

## ウ BS放送等に係る認定及び既存事業者の撤退

総務省は、2018（平成30）年12月21日、衛星基幹放送の新規参入等に係る放送法関係審査基準の一部を改正する訓令案についての意見募集を開始した<sup>63</sup>。

これに対し、合計25件の意見が提出されたところ、新規参入より4K化を優先すべき等といった意見が複数見られた<sup>64</sup>。なお、衛放協は、案についておおむね賛成しつつ、具体的な再編の進め方についての意見を提出している。

総務省は、2019（平成31）年3月6日に、同月13日から同年5月13日の期間において、BS放送等に係る衛星基幹放送の業務の認定申請の受付を開始する旨の公表を行った<sup>65</sup>。その結果、BS右旋について、HDTVを希望する9者（9番組）、SDTVを希望する1者（1番組）の申請があったが、BS左旋及び東経110度CS左旋については、申請提出はなかった。

電波監理審議会は、2019（令和元）年9月9日の会議（第1067回）におい

た。

<sup>62</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000105.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000105.html)

<sup>63</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000107.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000107.html)

<sup>64</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000108.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000108.html)

<sup>65</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000109.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000109.html)

て、BS 放送に係る衛星基幹放送の業務の認定についての諮問を受け、BS 右旋を希望する申請者のうち 4 者（4 番組）について認定する旨の審査が適当であるとの答申を行った。

ところが、その後、既存事業者 2 者<sup>66</sup>が、BS 右旋に係る衛星基幹放送の業務から撤退することが明らかになった。

## エ 第 2 回報告書案（2020（令和 2）年 12 月 15 日）までの検討

未来像 WG は、2020（令和 2）年 4 月 24 日、第 7 回の会議を持ち、①衛星放送事業の現状と課題（衛星放送をめぐる市場環境の変化と影響等）、②新 4K8K 衛星放送の普及（受信環境設備の現状と課題、有効な周知のあり方等）、③周波数の有効利用の推進（右旋及び左旋帯域利用の現状と課題、今後の有効利用に向けた方策等）について検討を進めることとした<sup>67</sup>。同会議においては、委員から、衛星放送がかなり厳しい状況にある、特に左旋は難しい等といった指摘もなされた。

衛放協は、2020（令和 2）年 4 月 24 日（第 7 回）及び同年 9 月 30 日（第 10 回）、「衛星放送の現状と課題」について説明を行ったところ、第 10 回において、衛星料金を含む衛星放送の固定負担が大きいことを含む説明を行った。

未来像 WG は、2020（令和 2）年 12 月 15 日の第 12 回において、報告書案を取りまとめた<sup>68</sup>（以下「第 2 回報告書案」という。）。この報告書案には、おおむね以下のような内容が盛り込まれた。まず、衛星放送をめぐる環境の変化として、外資系を含むインターネット動画配信サービスの台頭により、市場規模、加入件数とも横ばいないし減少傾向になっており、今後衛星放送の視聴時間が短くなると予測する調査報告や、衛星放送事業者が、コンテンツ充実、若年層を中心とする加入者獲得や財務体質の見直し等多くの経営課題に直面しているという厳しい指摘が記載された。そして、BS 右旋帯域について、前回報告書では逼迫状況が指摘されていたが、一部事業者の撤退、NHK の衛星波の整理・削減等によって、今後、一定の空帯域が発生することが見込まれる状況であると指摘された。以上のような問題意識を踏まえ、報告書では、①新 4K8K 衛星放送の普及、②周波数の有効利用の推進（BS 右旋帯域の空帯域の活用等）、③経営環境変化への対応（インフラ利用料金の負担軽減等）が、今後取り組むべき事項として盛り込まれた。

総務省は、2020（令和 2）年 12 月 19 日から第 2 回報告書案についての意見募集を開始した<sup>69</sup>。

<sup>66</sup> 株式会社ビーエス FOX が撤退、ブロードキャスト・サテライト・ディズニー株式会社が Dlife を閉局。

<sup>67</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/housou\\_kadai/02ryutsu11\\_04000076.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/02ryutsu11_04000076.html)

<sup>68</sup> [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/housou\\_kadai/02ryutsu11\\_04000086.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/02ryutsu11_04000086.html)

<sup>69</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu11\\_02000118.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000118.html)

## (2) 衛放協における衛星料金低減化への取組み

衛放協は、衛星放送事業の確立と普及に関すること等を事業として行う、正会員 76 社、賛助会員 28 社（現時点）からなる一般社団法人である。

衛放協は、事業計画において重点目標を掲げているところ、以下のとおり、従来から配信コストの低減が重点目標として掲げられることが多かった。

|                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------|
| 第 11 期（2012 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日）                                  |
| TH、HITS、地上回線の配信コストの低減                                                   |
| 第 12 期（2013 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）                                  |
| トラポンコスト及び Hits を含むケーブルへの配信のあり方の再検討を行う                                   |
| 第 13 期（2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日）                                  |
| トラポンコストの低減については一部議論を始めているがまだ成果を挙げていない。ケーブルテレビへの配信問題を含め引き続きコスト低減に向けて努力する |
| 第 21 期（2018 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日）                                  |
| 会員社の事業展開において大きな要素のひとつである配信コスト低減の可能性について検討します                            |
| 第 22 期（2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日）                                  |
| 会員社の事業展開において大きな要素のひとつである配信コスト低減の可能性について検討する                             |

※ 第 23 期については、まだ公表されていない。

また、衛放協は、総務省が 2018（平成 30）年 7 月 19 日から開始した諸課題検討会の「第二次とりまとめ（案）」<sup>70</sup>に係る意見募集において、「衛星放送事業者にとっては衛星利用料が大きなコスト要因を占めている現状、魅力的なコンテンツ充実の原資確保の観点から、インフラコストの負担軽減に向けた検討と実現を、周波数帯域の有効活用とともに要望致します。」との意見を提出しており、これに対して諸課題検討会は、「御意見は、今後の検討を進める上で参考とさせていただきます。」との考え方を示している<sup>71</sup>。

以上からすると、衛放協は、従来から、会員各社のニーズを踏まえて衛星料金の低減化を課題として掲げて取り組んでいたものといえる。この経緯を踏まえると、衛放協が、未来像 WG において、衛星料金の負担が大きい旨を報告することは特段不

<sup>70</sup> 前掲注 60 のとおり、未来像 WG の第 1 回報告書を含めて取りまとめられたもの。

<sup>71</sup> [https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu07\\_02000153.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000153.html)

〔「(4) 第二次取りまとめ（案）に対して提出された意見と検討会の考え方」番号 143〕

自然なことではない。

### **(3) 評価**

第1回報告書案が公表された当時は、BS 右旋帯域が逼迫状態であり、新規参入を促し帯域の有効活用を図る方向性が強く意識されていた。しかし、その後の既存事業者によるスロット返上を経て新規参入が図られたものの、撤退する事業者も発生し、第2回報告書案が公表されるころには、外資系を含むインターネット動画配信サービスの台頭等により衛星放送を取り巻く環境が大きく変化し、事業者が多くの経営課題に直面しているという厳しい状況にあると認識されるに至ったものといえる。

このような状況下、第2回報告書案において利用料金の低減に向けた取組を積極的に進めるべきとの方向性が示されることは不自然なものではない。

上記経緯からは、東北新社が不当な働きかけを行った結果として、第2回報告書案に利用料金の低減の方向性が示されたことをうかがわせる事情は存在しない。

## 第4 まとめ

本調査の結果をまとめると、以下のとおりである。

### ■調査対象会食について

- 本調査の結果、調査対象会食として【表3】本件各会食一覧記載の各会食を確認した。

### ■会食の設定経緯

- 本件各会食の大半は、木田前執行役員が設定したものである。木田前執行役員は、総務省職員との間で日々の業務上の接点を持つことに加えて会食を行うことで、相談等を気軽にやりやすくする関係構築ができるだけでなく、衛星放送業界に関する総務省の考え方を的確に把握してそれに沿った事業展開が可能となり、また事業者としてのニーズを総務省に伝達するルート作りができると考えていた。関係性を継続することで、東北新社グループが衛星放送の業界において主導的な役割を担っていることを理解してもらうという意図もあった。木田前執行役員は、総務省職員との間で昼間・夜間を問わず接点を増やしていく中で、総務省担当との認識がメディア事業部において幅広く共有されるようになった。
- 故植村元社長は、木田前執行役員が総務省職員と会食を含む懇親の機会を持ち、情報交換等を行うことを肯定的に捉え、これを慫慂していた面がある。二宮前社長は、少なくとも総務省職員との会食についての故植村元社長の姿勢を明確に否定する対応は取っていなかった。
- 三上前取締役は、木田前執行役員の総務省担当としての役割を承継しようと自らも会食を設定していた。
- 菅前統括部長は、木田前執行役員または三上前取締役の指示を受けて会食に出席していたが、自身は、認定等の申請手続に関する業務を担当しておらず、また、自ら積極的に会食を設定することはなかった。

### ■会食の目的

- 実際に会食の場または会食前後のメールのやり取りで不当な働きかけが行われた例は確認できなかった。しかし、東北新社が、単なる情報交換を超えて、あわよくば昼間の打合せ等では得ることのできない情報等を取得することまでをも目的としていたとの疑念を持たれる可能性があったことは否定できない。
- 木田前執行役員または三上前取締役が、菅前統括部長に対して総務省職員との会食に同席するように求めた理由は、同氏のコミュニケーション能力や総務省での職務経験等を踏まえ、会食時の会話が盛り上がり懇親の意義が高ま

ると考えたためで、それを超えて、東北新社と前官房長官とのつながりがあるかのように示唆して何らかの働きかけをする意図があったものではない。

■外資規制に抵触した経緯

- 申請手続を行った担当者は、放送法の要件を正確に理解していなかったため、正確な確認を行わないまま、申請書の「欠格事由の有無」欄の「無」にチェックを記して申請書を提出した。
- 申請手続は、メディア事業部の担当者のみが関与し、複数人でチェックする体制とはなっておらず、担当者1名に任せる実務となっていた。

■東北新社の不当な働きかけの有無

- 本件各会食において、少なくとも近接する手続に関しては話題に上がったと考えるのが自然であり、東北新社が、会食の際に昼間の打合せ等では得ることのできない情報等を取得できるのではないかと期待していたとの疑念を持たれる可能性があったと言わざるを得ず、コンプライアンス上重大な問題があるものと考えられる。
- 実際の認定等の申請手続の経過においては、東北新社が、東北新社グループの衛星基幹放送の業務の認定等の申請手続に関して不当な働きかけを行ったことをうかがわせる事情は認められない。

### Ⅲ 原因の分析と提言

#### 第 1 原因の分析

##### 1 国家公務員倫理法令について

###### (1) 本件各会食の経緯等

###### ア 経緯

本調査の結果、調査対象会食は、少なくとも 2015（平成 27）年 11 月から行われていたことが判明した。なお、本調査の限界から、それ以前の時期の国家公務員倫理規程違反となり得る会食の有無については認定することはできなかった。

2015（平成 27）年当時、東北新社の代表取締役社長は故植村元社長であったところ、木田前執行役員のヒアリング結果によれば、同氏が総務省職員と会食を含む懇親の機会を持ち、情報交換等を行うことについて故植村元社長が肯定的であったことが、木田前執行役員が総務省職員と会食の機会を持ち、これを増やしていった要因の一つであったという<sup>72</sup>。

木田前執行役員は、2015（平成 27）年以降、新型コロナウイルス感染症が拡大するまでの間、年々会食の回数を増やしていつている。このような木田前執行役員の総務省職員との関係性が深まる中で、メディア事業部においては、木田前執行役員が総務省担当との認識が幅広く共有されるようになった。

二宮前社長は、故植村元社長と異なり、総務省職員との会食を慫慂していたとはいえないが、故植村元社長と共に出席した会食を皮切りとして、複数回の会食に出席しており、少なくとも総務省職員との会食についての故植村元社長の姿勢を明確に否定するような対応までは取っていなかったと認められる。

木田前執行役員を管理すべき立場にあったメディア事業部の担当役員である岡本元取締役及び三上前取締役においても、木田前執行役員が設定した会食に同席しており、とりわけ三上前取締役においては、木田前執行役員の総務省担当としての役割を承継することを自覚し、対応していたものである。

以上の経緯から、本件各会食の大半は、木田前執行役員が自らの総務省担当という役割を遂行するために設定したものであるが、その背景には、経営トップの意向があり、メディア事業部の担当役員もこれに積極的に関与していたものといえ

---

<sup>72</sup> 木田前執行役員は、総務省職員との会食の途中、急遽故植村元社長から別の会食に出席するよう呼びだされたため中座したこともあり（項番 32）、総務省職員との関係性と同等またはそれ以上に、故植村元社長の意向に沿い、同元社長から評価を受けることを優先していたことがうかがわれる。

る。

## イ 動機

本調査の結果、本件各会食は、認定等に関する不当な働きかけを目的としたものであるとは認められないものの、第三者から見れば、単なる情報交換を超えて、あわよくば昼間の打合せ等では得ることのできない情報等を取得することを目的としていたとの疑念を持たれる可能性があるものと言わざるを得ない。

すなわち、総務省の衛地課の職員が数年で異動するのに対し、木田前執行役員は、長年衛星放送事業に関与し、豊富な経験を有していることから、総務省職員に対して、日々の業務や会食を通じて様々な会話・接触を重ねる中で、いわば業界の生き字引的な人物として評価を得ていた可能性は否定できない。木田前執行役員は自身のこのような評価を通じて、総務省職員に、東北新社が衛星放送の業界において主導的な役割を担っていることを印象付けようとしていた。

このことを故植村元社長及び二宮前社長が明確に意識していたかはともかく、東北新社は、故植村会長が築いた衛星放送業界の中心的な企業としての地位を維持するという強い動機を有しており、それが上記の木田前執行役員の役割や行為を認める背景になっていたといえる。

他方で、東北新社が、東北新社グループとして衛星基幹放送に関する業務を行い、衛星放送業界において責任ある地位を維持し、拡大するにあたって、国家公務員倫理法令、放送法等の関連法令を遵守すべく体制を強化したことはうかがわれない。

## (2) 分析

### ア 経営トップの問題意識の欠如

本件の根本的な原因は、経営トップにおいて、少なくとも国家公務員倫理法規程違反に関与することを避けるべきとの基本的な法令遵守の明確な意識が欠如していたことにある。

衛星放送事業を行うにあたっては、放送法に基づき認定を受ける必要がある。このため総務省との関係が生じることは不可避であり、事業を継続・拡大するにあたっては、様々な場面を通じて総務省との信頼関係を構築する必要がある。他方、公務員との関係を構築するにあたっては、贈収賄への留意は当然のこととして、国家公務員倫理規程についても、ひとたび違反となった場合には当該国家公務員に対する懲戒処分という重大な結果を招来するばかりか、東北新社としてもコンプライ

アンスに違反した企業としての否定的な評価を受けることになる。経営トップは、このようなリスクを正確に理解し、衛星放送事業を行うことが求められる。

ところで、本件各会食に出席したメディア事業部所属の役職員は、明確な法令違反という意識まではなかったものの、コンプライアンス上望ましくない行為であるという認識は多かれ少なかれ有していた。にもかかわらず、結果的に本件各会食が行われたのは、慣行的に行われてきたもので、第三者や総務省職員が誘いに応じた場合は特に問題なく、自らは法令違反にあたらないものと理解していたためということである。このことは、東北新社社内において、総務省職員との会食が行われていることは特に秘匿されず、スケジュールや伝票等の記載を見れば東北新社職員であれば総務省職員との会食が行われていることは容易に理解できる状態であったことから裏付けられる。

このように、いわば東北新社全体が国家公務員倫理規程について、自らの行為が同規程違反を引き起こすかもしれないという意識を欠いた状態であったといえ、このような中で思いとどまるために、経営トップの強いリーダーシップが発揮されるべきであったといえる。にもかかわらず、故植村元社長は、総務省職員との会食を止めようとはせず、むしろ木田前執行役員による総務省職員との会食を含む懇親の機会について肯定的に捉え、これを懲慥していた面があり、このことが継続的に会食が重ねられていった主要な原因であると考えられる。他方、二宮前社長は、故植村元社長と異なり、総務省職員との会食を懲慥していたとはいえない。しかし、国家公務員倫理規程についての明確な問題意識を欠いていたことから、少なくとも総務省職員との会食についての故植村元社長の姿勢を明確に否定する対応は取ることはなかったと評価せざるを得ない。

この結果として、必要となるコンプライアンス体制の構築が行われず、結果的に、本件各会食の相手方である総務省職員に対する懲戒処分という重大な結果を招来してしまった。

また、役職員の親族に政治家等の有力者が存在する場合、本来は、当該役職員の親族関係を用いて業務上の便宜を図っているのではないかといった第三者からの懸念を持たれないよう、慎重に留意することが本来は求められるものといえる。しかし、東北新社においては、経営トップがそのような問題意識を有していなかったと言わざるを得ない。その結果、本件各会食が国会を含めて大きな関心を集め、東北新社に疑惑の目を向けられるという重大な事態に至ったものである。

## **イ ガバナンス体制の問題**

### **(ア) 担当取締役の意識欠如**

本件各会食は、東北新社の衛星放送事業の維持・拡大を目的として設定されたものであるところ、メディア事業部の担当取締役であった岡本元取締役及び三上前取締役においても、基本的な法令遵守の意識が欠如していた。特に、担当取締役としては、国家公務員倫理法令だけでなく、放送法等の関連法令を理解し、そのリスクを把握した上で、法令遵守の体制を整える直接的な義務を負うものといえるが、このような意識を欠いていたものである。

#### **(イ) メディア事業部の閉鎖性**

木田前執行役員は、数年単位で異動する総務省の衛地課の職員に対する自分自身の経験上の優位性を活かし、総務省に対して東北新社の役割を印象付けようとしていた。

東北新社が、総務省職員と信頼関係を築くこと自体は、衛星放送事業を行うにあたり必要なことであり、そのこと自体は否定されるものではない。しかし、関係性が深くなるにつれて、不適切な行動の契機となり、不当な働きかけがなされたとの疑念を持たれる余地が生じることに十分に留意する必要がある。

このような観点から、総務省職員との信頼関係の構築は、個人に委ねるのではなく、メディア事業部全体としてその役割を担うべきといえるが、本件では木田前執行役員ほぼ1人がその役割を担当し、ある意味で聖域化したことから、是正の契機を失ったものといえる。

また、東北新社には、メディアセグメントをあわせて合計5つのセグメントが存在するが、認定等の申請手続の関係で総務省と接点を有するセグメントはメディアセグメントのほかはなく、その手続をチェックする部署も内部監査室を除き存在しなかった。このことが、とりわけ総務省職員との関係性構築の点において、メディア事業部の閉鎖性を強めた要因となったといえる。

#### **(ウ) 監査が不十分であったこと**

東北新社は、2016（平成28）年6月、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行し、以降は監査等委員である社外取締役3名を含む監査等委員会による監査を実施してきた。

もともと、監査等委員である社外取締役3名は、いずれも長年にわたる放送メディア業界の経験者であり、他の業種での経験を有する社外者は含まれていない。このため、少なくともメディア事業部の活動に対して異なる業種等の視点による監査の契機が乏しく、結果として、本件各会食の防止に至らなかった可能性

がある。

また、内部監査室による内部監査は、メディア事業部については、他のセグメントと同様に、飲食費の多寡、報告書の作成漏れの有無等について実施され、故植村元社長に対して報告がなされていた。とりわけ飲食費の多寡に着目した内部監査が行われていたのは、他のセグメントにおいても飲食費の支出が多く、この点についての故植村元社長の関心が高かったためであった<sup>73</sup>。もっとも、メディア事業部が総務省と接点を有する事業部であることに着目し、国家公務員倫理法令に留意しなければならないという点を意識した内部監査は行われていなかった。

### **(エ) 内部通報制度が利用されなかったこと**

東北新社は、法令・定款等に違反または違反が行われようとする行為を発見した場合の報告体制として、内部監査室及び外部の第三者機関を窓口とする「企業倫理相談窓口」並びに監査等委員会を窓口とする「監査等委員会通報制度」を設置している。しかし、本件各会食について、当該窓口に通報がなされたことはなかった。なお、外部の第三者機関窓口は主としてハラスメント関連の窓口として認識されていた。

本件各会食についてこれまで通報がなされなかったのは、東北新社の役職員において、国家公務員倫理法令についての意識が希薄または欠如していたことが大きな理由であると考えられるが、内部通報制度が十分に周知されていなかった可能性も否定できない。

## **ウ 背景・遠因**

当委員会が調査した範囲では、東北新社においては、経営トップであった故植村元社長の意向を重視する社内の雰囲気が醸成されていたことがうかがわれた。このことが背景・遠因となって、会社全体として国家公務員倫理法令についての明確な問題意識を持つ機会を失った可能性があるといえる。

すなわち、東北新社は、故植村会長の創業後、約 40 年で大きく業容を拡大し JASDAQ スタンダード上場企業となった。このような急成長を遂げることができたのは、故植村会長というカリスマの強いリーダーシップによるところが大きく、こ

---

<sup>73</sup> メディア事業部だけでなく他のセグメントにおいても私企業である同業者や取引関係者と会食をする機会は多く、その支出額の多寡は経営トップの関心事であった。もっとも、国家公務員倫理規程だけでなく、広くコンプライアンスの観点からも、会食に関するルールは設けられておらず、内部監査ももっぱら支出額の多寡についてのみ行われたとのことであった。この会食に関するコンプライアンス意識の低さが、本件各会食について問題意識を持つことができなかった遠因となった可能性も考えられなくはない。

れを承継して発展させた故植村元社長による体制や、故植村元社長の任期途中での突然の退任という混乱を受けつつ、その姿勢の見直しの意図を有していた二宮前社長による体制も含め、東北新社の役職員が自社に対する誇りを感じていることは確かであるといえる。

他方、総務省職員との関係性構築や放送法に基づく申請手続に関し当委員会が調査した範囲では、役職員は、基本的には故植村元社長の意向を重視し、これを強く意識して方針を決めていたと述べる者が大半であった<sup>74</sup>。

上場会社の経営陣は、株主をはじめすべてのステークホルダーのために中長期的な企業価値の向上を図るべき責務を負っている。東北新社の経営陣においては、経営トップの意向を重視するあまり、このような上場会社の経営陣としての意識が不十分となり、国家公務員倫理規程について立ち止まって検討する契機を逸し、会社全体として明確な問題意識を持つことのないまま漫然と会食が継続されていったことが考えられるのである。

また、故植村会長が先鞭をつけて拡大していった様々な事業は、事業の拡大等を経て各セグメントで縦割り化し、セクショナリズムが生じていったものと考えられる。

経営トップの意向を重視する社内の雰囲気の下、取締役会や監査等委員会は十分な機能を果たせず、組織内・セグメント間での相互牽制機能も働かない状況に陥り、会社全体として明確な問題意識を持つ機会を失った可能性がある。

## 2 外資規制について

### (1) 外資規制抵触の経緯等

東北新社は、2016（平成 28）年 10 月、放送法 93 条 1 項 7 号の要件（外資規制）を充足していないにもかかわらず、申請書の「欠格事由の有無」の欄の「無」にチェックを記し、申請書を提出した。

この直接的な原因は、担当者が、放送法 93 条 1 項 7 号ニの要件を正確に理解していなかったことにある。

また、メディア事業部内で担当者に対する研修がなされたことはなく、マニュアル等も策定されていない。

さらに、申請書の作成は基本的には担当者 1 名で行われていたため、ダブルチェックは行われず、そのような体制も定まっていなかった。

---

<sup>74</sup> たとえば、当委員会は、東北新社が、BS ザ・シネマ 4K（左旋）の認定について関係会社ではなく東北新社自身が認定を申請した理由について関係役職員のヒアリングを行ったところ、衛星放送業界の中心を担う東北新社が先頭に立ってやっていくべきであるという故植村元社長の強い意向が重視されたということであった。

## (2) 分析

外資規制抵触の原因についても、基本的には国家公務員倫理法令の原因分析で述べたことと同様のことが妥当する。

すなわち、衛星放送事業を行うにあたっては、放送法に基づき認定を受ける必要がある。放送法をはじめとする関連法令は、外資規制を含め、法令の条文を正確に辿り、文言を正確に読み解き理解する必要がある、これは容易なものではない。一方、欠格事由に該当すれば、認定を受けることができなかつたり、一旦認定を受けることができたとしてもこれを取り消されるという重大な結果を招来することになる。経営トップは、このようなリスクを正確に理解し、衛星放送事業を行うことが求められる。しかし、東北新社では、放送法をはじめとする関連法令について、研修が行われたことがない上、組織的に対応する体制が構築されていなかった。これは、経営トップの問題意識が欠如していたものというほかない。

メディア事業部の閉鎖性、監査が不十分であったこと、内部通報制度の不利用についても、国家公務員倫理法令の原因分析で述べたことと同様のことが妥当するが、外資規制については特に、メディア事業部の閉鎖性が大きな原因となったと考えられる。すなわち、総務部は、株主総会実務、コーポレート・ガバナンス報告書作成等にあたり、株主名簿管理人である信託銀行から議決権所有割合を含む情報を取得していた。このため、申請手続において、メディア事業部だけでなく総務部が関与していれば、外資規制への抵触を事前に察知できた可能性は否定できない。

経営トップの意向を重視する社内の雰囲気为背景・遠因となって、放送法をはじめとする関連法令についての明確な問題意識を持つ機会を失った可能性がある点も、国家公務員倫理法令の原因分析で述べたところが同様に妥当する。

## 第2 再発防止策

### 1 トップコミットメント

経営トップが本気で二度と再発させないという姿勢を示さなければ、実効性のある再発防止体制を作ることはできない。

トップコミットメントにあたっては、上記(Ⅲ第1の1(2)ウ 背景・遠因)において指摘した本件の背景・遠因に十分留意しなければならない。東北新社は上場企業であり、すべての株主を含むステークホルダーに対し、健全な企業文化の醸成に向けて強いリーダーシップを発揮する責務を負うことを意識すべきである。

この観点から、経営トップは、東北新社が上場企業であり、すべての株主を含むス

テークホルダーのため持続的成長と企業価値を向上させることを宣言し、コンプライアンス確保のため十分な体制を構築することを約束するべきである。そして、国家公務員倫理法令との関係では、公務員との会食は原則禁止するというルールを明確に打ち出すべきである<sup>75</sup>。

なお、経営トップには、故植村会長の創業時から受け継がれてきた東北新社の伝統、チャレンジングスピリット（PCTS<sup>76</sup>）に東北新社の役職員が誇りを感じていることに思いを致し、本件によってその誇りが失われることのないよう、役職員に向けて適切にメッセージを発信することも求めたい。

## 2 コンプライアンス関係に造詣の深い社外取締役の選任、特別の諮問機関設置

いくらトップコミットメントがなされても、これを継続的に支え、監督・監査する体制が整えられなければ、根本的な再発防止は図れない。

そこで、放送業界ではなく他業界の経験、特にコンプライアンス関係に造詣の深い社外取締役を少なくとも1名以上選任し、監督・監査体制を強化すべきである。

これまで築かれた東北新社の伝統を維持・発展させつつ、新たな体制を定着させるには、粘り強い取組みと相応の期間を要すると考えられる。このため、新たな体制が軌道に乗るまでの一定期間、取締役会の諮問機関として、外部の有識者（顧問弁護士等の専門家）を含む特別の機関を設置し、経営陣を監視することが必要である。

## 3 コンプライアンス体制の構築

### （1）コンプライアンス担当部署の設置（国家公務員倫理法令関係、放送法関係）

メディア事業部の閉鎖性を打破するために、コンプライアンス担当部署を設置する必要がある。

総務省職員との関係構築や放送法等の関係法令の遵守は、メディア事業部固有の問題であると考えられることから、まずはメディア事業部にコンプライアンス担当（以下「部内コンプラ担当」という。）を設置し、第1線としてのチェック機能を持たせることが妥当である。部内コンプラ担当は、総務省職員との会食の有無、社内規程の遵守状況、認定等の申請手続に不備や不自然な点がないか等についてチェックを行うことが期待される。

これに加え、メディア事業部から独立した部署として、コンプライアンス担当部署（以下「独立コンプラ部署」という。）を設置し、第2線としての機能を持たせる

<sup>75</sup> なお、以下は、総務省職員との関係に重点を置いて論じるが、他の省庁等の公務員も同様である。

<sup>76</sup> Passion、Creativity、Technology、Speed という東北新社の行動規範。

必要がある。独立コンプラ部署は、部内コンプラ担当と緊密に連携をとり、その活動を補完するほか、国家公務員倫理法令に関する社内研修、内部通報制度の幅広い周知等、東北新社役職員全体の規範意識の醸成を図ることが期待される。

## **（２）他部門による内部統制強化（国家公務員倫理法令関係、放送法関係）**

### **ア 経理部門による国家公務員倫理法令の遵守に関する内部統制**

経理部門は、部内コンプラ担当におけるチェックと併せ、メディア事業部の役職員が総務省職員の出席する会食に出席し、その費用を支出する場合、総務省職員の費用を負担することとなっていないか、別途の立場から十分に注意し確認を行うことが不可欠である。

また、必要に応じて、独立コンプラ部署と連携をとり、第２線としてのチェック機能を発揮することが期待される。

### **イ 総務部による放送法等の関係法令の遵守に関する内部統制**

総務部は、部内コンプラ担当におけるチェックに不備がないかのダブルチェックと共に、認定等に係る申請の経緯等に不自然な点がないかについても独自の立場からダブルチェックすることが不可欠である。

また、必要に応じて、独立コンプラ部署と連携をとり、第２線としてのチェック機能を発揮することが期待される。

## **（３）実効的な内部監査（国家公務員倫理法令関係、放送法関係）**

内部監査部門が、本件の教訓を活かして実効的な内部監査を行い、第３線としての役割を発揮することが、今後の再発防止には不可欠である。

具体的には、メディア事業部の会食に関する支出については、経理部門に任せることなく、毎事業年度重点的に監査を行うべきである。

また、認定等の申請手続については、当該申請の経緯等に不自然な点がないか、当該事業年度または翌事業年度に重点的に監査を行うべきである。

そして、本件の大きな原因が経営トップの問題意識の欠如にあったことを踏まえ、内部監査部門のレポートラインについて、代表取締役社長だけでなく、取締役会への報告も実施すべきである。

#### **(4) 内部通報制度の周知等**

内部通報制度は、内部統制における最後の砦であり、通報者が安心・信頼して通報制度を利用できることが不可欠である。

本件各会食について、「企業倫理相談窓口」及び「監査等委員会通報制度」に通報がなされたことがなかったことを踏まえ、まずは独立コンプラ部署において、内部通報制度の幅広い周知を図る必要がある。また、現在設けられている外部の第三者機関窓口は主としてハラスメント関連の窓口として認識されていることを踏まえ、新たに外部の弁護士を窓口とする通報先を設置する必要がある。

#### **(5) 社内規程の整備**

##### **ア 国家公務員倫理法令関係**

公務員との会食を原則として禁止するとしても、東北新社グループにおいて衛星放送事業を行っていくにあたり、総務省職員との接点は不可避免的に生じる。そして、総務省職員との間の信頼関係構築は、東北新社の衛星放送事業の維持・拡大の観点からも必要であるといえる。

そこで、少なくとも以下の内容を含む規程を整備する必要がある。

- 総務省職員が出席する会食（業界団体のパーティを含む）に出席する必要がある場合、
  - ・ 総務省職員の出席費を東北新社が負担しないこと
  - ・ 事前に出席者や会費を明確にした上で、メディア事業部の担当役員以外の取締役の承認を受けること
  - ・ 上記承認を受けた支出について、定期的に監査等委員会に報告すること

##### **イ 放送法関係**

放送法をはじめとする関連法令は、外資規制を含め、正確に理解することが容易ではない。

そこで、申請手続に関連する法令について、その遵守の重要性を説明するとともに、担当者が分かりやすく理解できるように解説したマニュアルを整備することが必要である。

以上